

第四十回国 参議院農林水産委員会會議録第十八号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)

午前十時五十九分開会

委員の異動

本日委員東隆君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

委員

- 委員長 梶原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
森 八三一君

委員

- 植垣弥一郎君
木島 義夫君
重政 庸徳君
柴田 栄君
仲原 善一君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
小笠原三三君
北村 暢君
清澤 俊英君
天田 勝正君
片岡 文重君
千田 正君

政府委員

- 農林政務次官 中野 文門君
農林大臣官 檜垣徳太郎君
房算課長
林野庁長官 吉村 清英君
水産庁長官 伊東 正義君

事務局側

常任委員 安業城敏男君
会専門員

説明員 林野庁林政部長 高尾 文知君

本日の会議に付した案件

○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(梶原茂嘉君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業法の一部を改正する法律案(關法第一三二号)及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(關法第一三三号)の兩案を一括議題といたします。

それではまず兩案の提案理由の説明及び補足説明を順次聞くことにいたします。

○政府委員(中野文門君) 漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、総じて申し上げますと、戦後漁場の拡大と技術の進歩によりましてめざましい発展を遂げております。

性の格差が著しく、その経営は必ずしも健全とはいえない状況であり、これに加えて、近年遠洋漁場における国際的制約も年々きびしさを増し、近時漁船の性能向上による稼働範囲の拡大に伴い、沿岸沖合漁場における漁業調整も、次第に困難の度を加えて参つておる実情であります。

このような事態のもとにおきまして、今後のわが国漁業の健全な発展をはかって参りますためには、沿岸漁業の中の発展的漁業のより一そうの伸長を期し、不振漁業の漁業転換を促進する等、弱小経営の体質の改善をはかるとともに、沿岸沖合漁場における漁業調整の広域化と合理化を推し進める等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存するのであります。

このような考えのもとに、政府はかねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に關し調査審議をお願いして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、今回この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味して、この法律案を取りまとめ、今国会に提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

等、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしまして、いわゆる組管理漁業権につきましては、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前の実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定の資格を有する者に限定することができることを明確にいたしました。

第三点といたしまして、漁業免許の優先順位に關する規定を改正し、定置漁業につきましては、資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるのり、かき養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに、新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先とされた真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案に委ねることとした。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権について、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴つて、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に關する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が、必ずしも統一でなかつたのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき、今後の漁業の健全な発展に資するような形においてその許可方式を統一的に規定し、あわせて許可事務の適正円滑な処理をはかることといたしました。すなわち、その許可は指定漁業ごとに許可すべき隻数その他一定の事項を公示して行なうものとし、許可の申請隻数が公示隻数を上回るときは、当該漁業の経営の安定合理化、不振漁業の転換、漁業従事者の経営者としての自立の促進等の諸要請を政策的に判断して許可の基準を定め、これに基づいて許可をするものとし、また、指定漁業ごとに許可期間の一斉更新制を採用して、許可ワケを漁業の実情に即して修正し得るようにする等、適切な漁業調整を確保する措置を講ずることとしております。この場合、実績尊重の規定を設け、従来許可を受けて漁業を営んでいる者の経営の安定を不当に阻害することのないよう配慮いたしております。従来指定漁業について、許可船舶の承継に伴い、広い範囲

業権以外の区画漁業権について、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴つて、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。



いますが、その行使方法も輪番行使になつていくようなことで、現在の第二種共同漁業であります小形定置と類似していることから、現地でもいろいろ希望がございまして設置場所の水深、現在は法律で二十七メートルとなつてははずでございまして、その水深のいかんを問わず、共同漁業として取り扱うことといたしました。

それからもう一つは北海道で、やはり定置でございまして、ニシン、イワシ、マス、サケというものを主たる漁獲物とします定置漁業は、一定の深さがなくとも、現行法ではこれは定置漁業だということで組合が持ちます共同漁業権から別な取り扱ひをしたわけでございますが、これは最近の魚群の回遊状況の変化等がございまして、サケを除きましてほかのものは全部これはこの際特例をはずして、共同漁業のほうに入れるというふうな改正をしたわけでございます。

それから次に、共同漁業でございまして、この中で第三種共同漁業となっておりますが、これはおもに九州地方に多くございまして、これは沖合いから数十マイル外までというふうなものもございまして、非常に沖合いまで漁業権ということになっておりまして、いろいろ問題がございまして、これは漁業調整上の問題もございまして、共同漁業からはずしまして漁業権としなさい。必要があれば、知事許可漁業とするというふうな改正をいたしております。

それから内水面の共同漁業につきまして、これは増殖義務のあります第五

種の共同漁業と、増殖義務のない第二種から第四種までの共同漁業権がございしますが、これは個々の対象は多く競合する場面が多いので、これらは制度上の均衡を欠いているというふうな考えられますので、全部第五種共同漁業権というふうにしたわけでございます。

次に、漁業権は定置、区画、共同という三つに分類されておりますが、そのほかに漁業の免許の適格性でございまして、あるいは優先順位に関連しては団体管理の漁業権とその他の漁業権に区別しております。団体管理だけが漁業権の免許を受けまして、それが組合員に行使されるという形のもので、それが漁業権でございますが、それが団体管理漁業権とその他の漁業権に分類されておりますが、現在の法律で、団体管理漁業権の内容につきましては、その後の漁業の事情の推移に應じて整理をすることにいたしました。現行法では、おもに漁家がやっていた漁業漁業ないしこれに準ずる実体を有する多数の漁民が漁場を集团的に利用する、そういう漁業につきましては操業秩序を保持するために、漁業協同組合とか、連合会を管理主体とする優先免許という形をとっているわけでございますが、その後の事情の推移によりまして、その考え方と現行法の規定が必ずしも一致しないというふうな現状も出て来まして、団体管理漁業権として、共同漁業全部と区画漁業の中のみを建案、これはノリ等に類するものでございしますが、その他カキの養殖あるいは第三種区画漁業であります貝類養殖の漁業のほかに、新たにそ

う類の養殖であります、あるいは真珠の母貝の養殖業あるいは小割り式の小型養殖業、これは小さなけずのようなもので養殖漁業、ハマチの養殖漁業をするというものでございまして、そういう養殖業を組合が漁業の免許を受けて団体管理をするという漁業権に追加いたしました。と同時に小割り式以外の大規模な内水面漁業等につきましては、これは逆に団体管理から除外するといふような、団体管理漁業権については分類を大體追加いたして、一つだけ落とすというのをやっております。それから次に、漁業権の問題の第二番目で、団体管理漁業権の行使方法の適正化をはかったわけでございます。これは従来は定款でも組合員でありますこと、各自が行使権を有するんだというところで、平等の原則で組合員が行使しますというふうなことになるという、経営規模が零細化を来しているというふうなことも一部に見られますので、これは今度は組合の中で漁業権の行使規則というものを作りまして、行使権者の資格を限定するということとして、ある程度、全部が利用するのじゃなくて、順番に利用しますとか、あるいはある程度経営能力のある者が使おうというふうなことを考えたらどうだろうというふうな、行使規則を作るというふうなことを考えております。ただ、この行使規則を作りまして、変更する場合に、これは第一種共同漁業権と申しますのは、根づきのそう類を取りましたり、貝類を取るとかという地先のそういうものを取る漁業権でございしますが、そういう共同漁業権にありましては、地区内に住所を有する組合員でありますものの三分の二以上の同

意、それからそのほかの区画漁業の場合では、やはり当該漁業を営んでいる組合員の三分の二以上の同意を要するといふようなことで、それは現在やっている人、あるいは住所を持っている人の意思を尊重しながら、行使規則を作っていくというふうなふうに若干改正をいたしております。

それから漁業権の第三点でございまして、免許の優先順位に関する規定を若干改善いたしております。この中で定置漁業、団体管理の区画漁業、それから真珠といふようなものにつきましては優先順位を若干改正いたしております。定置漁業につきましては、この漁業の性質上、やはり沿岸の釣とか、はえなわとか、そういう漁業は多かれ少なかれ操業の制約を受けるという事情がございまして、その見返りといふことが、地元の人から漁業を営みます地元漁民に、定置漁業から上がります魚類の均霑をさせるといふようなことで、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合あるいは生産組合、並びに人格なき社団といふものに優先第一順位ということにいたしました。が、今般は定置漁業の実態にかんがみまして、やはり相当の資本が必要でございまして、地元の漁民が経営の支配権を確保できるということでありますれば、資本の導入というふうなことも、ある程度考える必要があるのじゃないかといふことで、漁民会社、普通漁民会社と言っておりますが、そういうものにも優先免許を与える必要があるのじゃないかといふことを考えているわけでございます。それから現在、第一順位の中に、いわゆる人格なき社団といふものも第一順位に入っ

ていますが、これは構成員全員が共有の名義で免許を受けておりますし、一方また法律で、漁業権では持ち分の移転を禁止しておりますので、一たん免許を受けましたあとでは、地元漁民が人格なき社団に経営参加するといふことができないといふふうなことになるので、これは、今後はこれを直していきたいというところで、第一順位からは落としております。しかし、急にそういうことをやりましても、地方の実態と合わぬことも出て参りますので、これは附則で当分の間は従前どおり第一順位にして取り扱う、将来はこれは改正を加えていこうというふうな趣旨にしております。

このような理由からしまして、先ほど申し上げましたように、漁業協同組合の自管あるいは漁民会社、すなわち漁業協同組合が社員または構成員となつて法人でありまして、組合が議決権なり出資の過半数を持つていて、第一優先順位にいたしました。従来と若干変わっております。

それから次に優先順位の問題で、ノリ、カキのような団体管理区画漁業権はこれはいづれも発展していくのでございまして、今後はその適地に新しく新規漁場を開発していくということをして参りたいというところで、構造改善事業等にもこれを取り上げております。したがって、新規漁場の開発ということにつきましては、実は新規でございまして、そこにはまだ関係業者はいない、あるいはカキ業者はいないのでございまして、これはそういうものではなくとも、地元漁民の大多数を含む協同組合等を主体としたものに

ていますが、これは構成員全員が共有の名義で免許を受けておりますし、一方また法律で、漁業権では持ち分の移転を禁止しておりますので、一たん免許を受けましたあとでは、地元漁民が人格なき社団に経営参加するといふことができないといふふうなことになるので、これは、今後はこれを直していきたいというところで、第一順位からは落としております。しかし、急にそういうことをやりましても、地方の実態と合わぬことも出て参りますので、これは附則で当分の間は従前どおり第一順位にして取り扱う、将来はこれは改正を加えていこうというふうな趣旨にしております。

ついでに、優先免許をするということ、沿岸漁業者が優先免許の規定を置いておられます。

第三番目に、真珠養殖業の免許でございます。これは実は法律をやっておりません。これは法律を一番問題にした点でございますが、これは現行法も真珠のほとんど全部が輸出商品であるというふうな商品の性格から、真珠養殖業に経験のあります漁業者に優先免許をするということは、現行法にもそうございますし、今度の法律でもその方針は真珠の区画漁業の免許がなかったというふうな新規の漁場につきましても、この方式のままやりますと、沿岸漁業者がやりたいという場合にも、新規なところでもできなくならないかと、新規なところでも新規の漁場は例外を作りまして、新規漁場の免許につきましても、地元漁民の大多数が直接構成しております組合がみずからやる、自営をしたい、またはこういふ組合が、社員または構成員となつて議決権なり、出資の過半数を占めてくれる漁民会社につきましては、その中に一人でも経験者があれば、その組合なり会社は経験があるんだというふうな制限をゆるやかにいたしまして、従来の真珠養殖業の経験者と同じ順位にして、知事さんがどちらにしたらいかということをお断りしてやたらどうかということ、新規の漁場につきましては、真珠については従来よりは例外を置いておきます。

それから漁業権のもう一つの点で、漁業権の存続期間の延長をはかたものがございまして、これは区画漁業権の中で真珠養殖と、それから大規模漁類

養殖につきまして存続期間を十年にいたしておられます。現行法では存続期間は五年となっております。しかし五年たつた時点で、それは取り消しの事由がある場合を除きまして更新をしようとするにございまして、これを附則で停止しておるにございまして、漁場の総合的な利用という目的とします漁場計画の制度の趣旨からいしても、これは区画漁業権のみを更新制度を認めるといふことは適当でないというところで、これを停止しますとともに、生産期間が長いもの、あるいは資本等も相当にかかるといふものにつきましても、先ほど申しました真珠養殖と、大規模魚類養殖だけは存続期間は十年にいたします。

それから、漁業権の第五点でございますが、定置漁業と、管理漁業権以外の区画漁業。この二つのものにつきまして、現行法では相当これに担保権を設定いたしますこと、あるいは移転することの制限をいたしておりますが、その制限を一部緩和いたしております。これは現行法では一部認めながら、附則でその適用を停止しておるのでございますが、この際漁業経営者の要請を考慮いたしまして、この附則は削除しますとともに、本則の一部を改正して、合理的な範囲で担保権の設定を認めたらどうか、経営に必要な資金の融通を受けるためにやむを得ないというふうな場合には、知事の認可を受けまして担保権を設定できる、また滞納処分とか先取特権者とか担保権者が権利を行使する場合には、知事の認可を条件としまして移転を認めるといふように、定置漁業、結合が管理いたします漁業権以外の区画漁業権につきま

て、今申し上げました担保物件の設定等の一部緩和をしたのが、この改正でございます。以上が漁業権につきましてもの改正でございます。

第二は、許可制度の改正でございます。これも実は漁業法をやりまします場合にだいたい問題になりました点でございます。許可漁業には、御承知のように、大臣許可と知事許可漁業がござい

ます。大臣許可のほうから申し上げますと、現行法におきましては、大型捕鯨業、南水洋でクジラを取るといふような捕鯨業がございまして、それから以西でやっておりますトロール。それから以西でやっておりますトロール。それから東海公海を漁場とする漁業がござい

ます。これは大西洋とか世界中どこにも行っております。こういう四漁業につきましては、指定遠洋漁業として、特別に書いておりました。その他の大臣許可漁業、たとえば北洋の母船式の鮭鱒というものでありますとか、あるいは母船式のカニでございますとか、そういうものはこれに指定してござい

本と船舶の要件を満たすものに対しては、すべてこれは平等に許可を与えていくという原則のもとに新規許可をする場合に、ワケが、制限があるという

ような場合には、くじ引きをやっていくのだ、だれでも資格の制限がない。くじ引きでやるのだというふうな法制になっておられますし、また、許可船舶の使用権がAからBに移りますと、Bという人は原則として許可も継続してもらえないというふうな許可方式になってお

ります。しかしながら、その後の事情からいいますと、今申し上げました四つの漁業だけを指定漁業として指定することは実態に合わなくなつてお

うようなことになっておりましたが、今度は指定漁業の許可にあたりましては、原則として一定期間の間にワケの公示をするという、公示制をとつたわけでございます。水産動植物の繁殖保護とか、漁業調整その他の公益に支障を及ぼさないという範囲で、その指定漁業を営む者の数でありますとか、その経営事情等を勘案しまして、どれだけの船舶を許可するか、あるいはそのトン数別の隻数は幾らか、申請期間はいつからいつまでというふうに定めまして、一つオープンに公示制をやらうというふうなことをまず

とりまして、従来のようにくじ引きというふうなことでなくして、申請してきまされた隻数が公示隻数を上るといふような場合には、たとえばカツオ、マグロでありますとか、カツオ、マグロをやっている人の経営の安定合理化とか、あるいは資源の保護とか、漁業調整とか、沿岸漁業から沖合いへ出たいというための漁業転換でござい

ますとか、あるいはその漁業の従事者が集まりまして、これを経営者として自立していくんだというふうな人につきましましては、いろんな政策的な諸要素を勘案しまして許可の基準を定めていくというふうなことにございまして、従来は無原則に言つてもいいもので、くじ引きというふうなことをやっていたのでございまして、私はここに政策的でないような要請を入れて許可基準を作らうというふうな考えをしております。そういうふうにして、公示して許可基準を定めて許可をするという

まして公示をしない場合がございま

す。その一つは、許可船舶を入れかえる

という場合には、これは公示をしなく

てもいいだろう。たとえば許可を受け

た船舶が滅失したり、沈没しまし

たととして、他の船舶を使いますとい

うような場合には、これは公示はしな

い。

そのほかもう一つは、今、許可船舶

の使用権の承継ということも若干例外

として考えてもいいのでなからうかと

いうことで、承継を認めております。従

来はこの承継につきましては、船舶に

着目した対物許可という考えから、非

常に広い範囲でだれにでもほとんど、

漁業法の適格性を欠く、たとえば過去

において非常に違反したとか、あるいは

労働条件の違反をしているというよ

うな適格性を欠く者以外は、非常に広

い範囲で転々譲渡が認められたのでご

ざいですが、今度の改正法案におきま

しては、そういう広い範囲で承継を認

めるというよりは、公示制をとりまし

て許可基準を定めて許可していくとい

小規模のたといえば一ぱい船主が経営

を、二はいくらしいにして経営規模を拡

大したいとかというような場合でござ

いますとか、あるいは沿岸とか、その

ほか漁業資源の関係、国際的な関係で

漁業転換の必要がある、あるいは従事

者がまた漁業者として自立するとい

うような新規を認めます場合の許可基準

に合致したような人に限って承継許可

を行なえるというように、非常にこれ

は限定をいたしまして承継許可を認め

ていこうというふうなふうに考えてお

ります。

次は、やはり大臣許可につきま

して、許可期間の一斉更新ということ

を考えております。現在はたとえバツ

オ、マグロ漁業等、例でござい

ます、非常にばらばらで、船ごとに許可

期間大体五年やっておりますが、そ

ろっておりません。それでこれは資源

の関係、あるいは漁業調整の関係から

いきますれば、一つの漁業につきま

して許可期間は一斉に更新しまして、

そのときに一体資源はどうなっている

とつ実績優先というところで許可をし

うというふうな規定を入れておりま

す。

これが指定遠洋許可のおもな改正で

ございしますが、そのほかに現在中央漁

業調整審議会というのがござい

ます、この機構を活用いたしまして、こ

れは従来、こういうところに諮問いた

しますのは非常に限定されたことでご

ざいでしたが、今度は今申し述べまし

たように、許可のワケをどうするか、

あるいは許可の基準をどうするか、承

継の基準をどうするかというふうなこ

とにつきましては、事前に中央漁業調

整審議会の意見を聞くというふうなこ

ともいたしますし、許可の公示等につ

きましては、たとえば主務大臣がそ

うやらぬでもないという考えでやらぬ場

合もありましようし、また、いろいろ

やるべきものもやらぬと思われるとき

がございすれば、これは主務大臣

に、中央漁業調整審議会からもっと許

可のワケを広げたらどうかというふう

な建議を出してもらおうというふう

いうような省令になっておるのでござ

いですが、これはひとつ法律にはつき

り書こうというところで、母船式漁業と

いうものは、母船と独航船等が、独航

船の、あるいはこれは鯨でありませ

ば、探鯨船とか、そういうものがあり

ますが、そういう母船、独航船が一体

となつて操業するところに特色がござ

いますので、母船の許可にあつては、

Aという母船は、B、C、D、E丸と

いうふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

というふうな母船を連れて行くのだ

で、この海区調整委員会の委員の改選は、これは今年八月十五日、これは申し落としましたが、中央漁業調整審議会も八月十五日に切りかえをするというふうな考え方をいたしております。

それからもう一つ、現在連合海区漁業調整委員会としまして、教府県に入り会って非常に問題のあるところに連合海区漁業調整委員会を有明とか瀬戸内に作っておりますが、長崎、福岡、佐賀の入り会い関係が非常に幅渡してあります。支海難の一部につきまして文海連合海区漁業調整委員会というのを設置しまして、三県の入り会いを調整しようということでしたわけでありまして、最後には、内水面漁業については内水面の漁業者と一般の漁業者との摩擦を調整いたしますために、漁業者が一般漁業者の制限をするという場合には、知事の認可を受けた漁業規則による必要があるというふうな改正を内水面についてやっております。

大体以上が漁業法改正に關します内容の補足説明でございます。次に引き続きまして、水産業協同組合法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

改正のおもな点は、組合員の資格を改正いたしましたこと、それから第二点は組合の管理運営の円滑を期するために所要の整備をいたしました。それから第三点は、漁業の自営とすることをやります場合の制限を緩和いたしました。それから第四点は、漁業協同組合連合会につきまして、金融の問題その他について所要の改正をいたしました。それから第五点は、水産加工業協同組合、それから連

合会、それから水産業協同組合の共済会の規定につきまして整備をいたしております。それから独禁法の適用除外の特例があったのでありますが、これも廃止しまして、水産業協同組合につきましては、全部独禁法の適用を除外するというふうな改正をいたしております。そのほかは、いろいろ組合に対する監督の強化等をいたしましたことが内容でございます。この法律も、漁業制度調査会の答申を参照いたして作りましたわけでございます。漁民の共同組織であります漁業協同組合なり、連合会の健全な発展をはかるために組織、運営、監督について改正を行なうものでございます。

まず第一の組合員資格の改正でございますが、まず正組合員につきましては、すなわち議決権及び選挙権を有しております正組合員の資格でございますが、従前は漁民で漁業日数が一年間に三十日から九十日の間で、定款で定める漁業日数を営んでおります者を正組合員にできるということになっておったのでございますが、これをしますと、三十日から九十日というのは非常に期間が短くて、漁民的でないという人々が組合の正組合員になるということで、いろいろ運営がやりづらいいいまいか、運営がむずかしい面が生じますので、これを九十日から百二十日というふうな漁業従事日数を上げたわけでございます。これは経済事業体として組合が活動して参りますためには、その構成員が利害を同じくする者で、均質的な漁民で構成しようという考え方からそういうことをいたした、しかし、内水面は従来通りでございます。

そのほかに、漁業協同組合の設立に

それから次は、正組合員の追加でございますが、従前は漁業生産組合あるいは法人というものは、正組合員になる資格はなかったでございます。これは正組合員であったわけでございますが、最近の傾向からいたしまして個人と組合なり、あるいは法人というもののについてその区別する必要があるのじゃないかというふうな考えをいたしました。漁業生産組合も正組合員となれまじ、また法人の中で比較的規模の小さいもの、これは常時使用する従事者が三百人以下、かつその使用する漁船の合計総トン数が三百トン以下であるもの、これは現在正組合員の資格でございますが、そういうところまでは正組合員にしてみたいのじゃないかというふうなことで、これは正組合員の資格を追加したわけでございます。

それからもう一つ、正組合員の問題で大きな改正は、従来経営者と他人に雇用されておる従事者とを区別して取り扱いますことは、いわゆる業種別漁業協同組合ではこれを認めていたわけでありましたが、今度は漁業協同組合が経済事業体として発展するためには、地区漁協といたしましてその実態に即して、経営者のみで漁業協同組合を設立したいというときには、そういうこともできるという可能性をいたしたわけでありまして、また、他方、業種別漁業協同組合につきましては、これは漁業経営者の組織体としての性格を明確にするというところで、正組合員は経営者に限ることとしたわけでありまして、これは正組合員につきまして大きな改正点でございます。

それから組合員でございますが、正組合員といふのは、議決権と選

挙権を有しない組合員でございますが、先ほど申し上げましたように、相当法人も正組合員になり得るというふうな規定を開きました。正組合員にはもう少し大きい人も正組合員にしてほしいのじゃないかというふうなことで、従来は資格は三百人以下かつ総トン数三百トン以下ということが、正組合員の資格でございましたが、今度常時使用する従事者が三百人以下で、かつ千トンまでの法人については正組合員にしよう、それから業種別組合につきましては三百人以下二千トンまでは、これは正組合員として組合加入を認めようということにいたしました。

それから、そのほかに漁業と非常に密接な関係にあります水産加工業者につきましては、これは水産加工業協同組合に加入しておるものでもあわせて漁業協同組合の正組合員に入り得る、また、常時使用する従事者が四十人以下というふうな小規模の水産加工業の法人につきましても、先ほど法人に漁業協同組合の正組合員の資格を認めましたと同様の趣旨で、これは正組合員にしてもよろしいということ窓を開いたわけでありまして、

そのほかに、現在の漁業協同組合につきまして、これが自営をする、たとえば定置の自営をするというふうな場合には、定置だけで業種別組合がありまして現在に入らないというふうなことにしておりますが、こういう協同組合も、そういう業種別組合も正組合員として入れるというふうな、組合員につきまして、組合員の資格につきまして、だいたい大きな改正を加えました。ある程度の人を包容してやっていますというふうなことも、もう一つは、その半面に

は均質化した人でやっていますというふうなことで、一部を入れ、一部を落とすというふうなことをやりましたわけでありまして、そういうことをしまして、二年間の間に、これは附則で二年間にそれと合ったような定款を変更するようというふうなことをいたしたわけでありまして、ただ、現在正組合員である人が、漁業日数が不足する、あるいは業種別組合の従事者が正組合員であったものが正組合員の資格を失うということになります、こういう人につきましては、必ず正組合員の資格は少なくとも手えなければならぬというふうなことをいたしております。

今のは組合員の資格の問題でございますが、次は、組合の管理なり運営の円滑を期するために規定の整備をいたしております。漁業協同組合につきましても、合併をいたしまして、組合を強固にして経営組織をやっているというふうなことを考えておるわけでございますが、こういう合併しました地区の拡大に伴いまして、総会がなかなか条件が整いませんと、成立が困難になるといふようなこともございますので、総会に出席いたします場合の代理人、現在には一人一人一人について代理し得るというふうな規定がございますが、それを二人までにする。あるいは正組合員の総数が千人以上というふうな大きい組合につきましては、三人までほかの組合員の代理ができるというふうなことをいたしたまじたり、また総会の召集期日を十日から一週間にしますと、あるいは総会の法定議決事項であり、あるいは訴訟事項というふうなものは全部今総会の議決事項になっておりますが、これを漁業権、入漁権に関する訴

は千八百にも及んでおりますので、こ

願、訴訟だけに限るといふような整理

願、訴訟だけに限るといふような整理をいたしたり、あるいは総会の延期なり続行の決議ができるというような商法の規定がございしますが、こういうことも総会でできるというように、商法の規定等の準用もいたしておるわけでございます。また、従来は総会でやっておりますが、また、従来は総会でも、総会外でもできるというように、だいたい組合の合併等によりますことからは起きます問題等につきまして、いろいろ手当をしたわけでございます。内水面につきましても、内水面の漁業協同組合地区が非常に一般に広いので、総代会を設けました場合には、通常総会は開かぬでいいというような規定の簡易化をはかっております。

それから協同組合の役員につきましても、この執行機関としての義務をはっきりしてもらい、あるいは責任を明確化する任務を怠りました場合には、その者は組合に対して連帯して損害賠償の責任を負いますとか、いろいろ条文の整理をし、また取締役と会社の関係、あるいは取締役の任期の伸長というふうな商法の規定も準用いたしますとともに、仮理事の選任は従来裁判所がやっておりましたが、これは行政庁でやれるというように実態に合うような改正をいたしております。

それから組合につきましても、一つ剰余金の配当がございしますが、従来はこれは払込出資金について配当は年五分というふうに限定されておりましたが、増資の円滑ということをやつていきますためには、年五分ということはいささか低いので、農協等に合わせまして年八分以内ということに政令で定めることにいたしております。

そのほかに、漁業協同組合の設立につきましても、従来から非常に弱小協同組合が乱立しているという問題がございしたので、これは行政庁にこの権限を与えまして、経営の基礎を欠くというふうな、これはどう見ても弱小組合で、今後これを維持することは困難だろうというふうな場合には、行政庁の裁量の余地を広げまして、これを認可しなくともいいというふうな、裁量の余地を広げることになったわけでございます。また、作りまして、九十日を経過しても登記もしないというふうな組合については、取り消すというふうな規定もいたしております。

それから改正の第三番目でございますが、これは漁業自営をやります協同組合、生産組合の設置の条件を緩和したことでございします。これは最近やはり漁村でも、農村同様に漁業労働事業がかなり窮乏になっておりますので、自営をする場合には、その漁業に従事する者のうち三分の二以上が組合員でなければならぬという制限がございしますが、これを二分の一分にいたしまして制限を緩和しまして、自営をやりますとすると、また生産組合につきましても、現在組合員の平均出資口数の二倍以上は、出資口数を持つちやいかんという制限規定がございしますが、生産組合でも、今後相当漁業をいたします場合に資本が大きくなって参りますと、こういう規定がございすると、なかなかやりづらいつらいつらになりまして、この制限を削除するということにいたしております。

ておりますしね、あれですけれど  
も……。

○政府委員(吉村清英君) 政令にまだ  
できておりませんが、お配りしたこの  
資料では、こういうことを規定する  
見込みでございませうというところを  
示してあるわけでございます。この第四  
条の關係の政令の内容といたしまして  
は、私も考えておりますのは、この  
長期見通し及び全国森林計画の立て方  
でございませう。第四條第一項の政令に  
おきましては、長期の見通しは、先日  
来御説明いたしました四十一年の期間に  
ついて立てることとする。それから全  
国森林計画は森林の保続をはかり、及  
び次に申し上げますようなことを原則  
にいたしまして、森林施業の合理化に  
資するものでなければならぬという  
ようなことを規定したいと思つていま  
す。その内容といたしましては、幼齡  
林を皆伐しないこと。それから伐採跡  
地については、確実な更新をはかる  
というふうなこと、あるいはまた土地の  
荒廢を引き起こすような施業を行な  
ないというふうなこと、そういう内容の政  
令を規定いたすつもりでおります。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

○政府委員(吉村清英君) 法律のほう  
にございませう。五年ごと……、十年  
を一期とする全国森林計画がございま  
すね。地域のほうは五年ごとに立てる

○小笠原三三男君 地域森林計画を立て  
る期限なんというのがありますね。

という、「翌年四月一日以降五年を一  
期とする地域森林計画をたてなければ  
ならない。」というように、法律にこ  
ざいませう。

○小笠原三三男君 それをあなたが第  
四條で、政令見込事項というものを立  
てられた。ところが第五條のほうで  
は、五分の一の森林計画区について定  
めるという内容を内容として定めるの  
だと言っただけなんです。ところが見  
込事項のほうで、地域森林計画を立て  
る期限等について規定する見込みと、  
法律ではもう今あなたがおっしゃるよ  
うに「四月一日以降五年を二期とす  
る」というふうにあるわけですが、と  
ころが政令のほうで定める期限という  
のは、どういうことなのか、その説明  
がない。

○政府委員(吉村清英君) 毎年度道府  
県ごとという、この毎年ということ  
でございませう。

○小笠原三三男君 それで第四條で  
は、旧法で生きておった程度のものが  
政令に回るといふことなんでしょうか。今  
申しました幼齡林を伐採しないとか、  
伐採跡地に造林をするのだから、そう  
いうようなことは旧法では出ておるわ  
けですね。で、このやはりきちっと旧  
法であったものが政令に委ねられて  
そっちにいつて、またそれに加えられ  
るものがある。だから原則的なものが、  
これは全国森林計画として非常に重要  
な制度ですから、制度上の政令に回る  
原則を明記したものがほしいのです  
よ。

○政府委員(吉村清英君) 政令に回し  
ました理由でございませうが、この点に  
つきましては森林の伐採許可制とい  
う、幼齡林の伐採許可制というものを

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

はずしまして、届出制に変えたわけ  
でございませうが、そういう意味合いと同  
時に、森林所有者、経営者の自主的な  
経営によってこういったわれわれの期  
待しております問題についても、何と  
申しますか、実施をして参りたいとい  
うような考えの方でございます。

○小笠原三三男君 そういう考え方で  
あるから、原則的なことはそのつどつ  
ど変わる筋もあるの掲げないとい  
う意味ではないと思うのです。その政令  
内容を見せていただきたい。こんな  
ことで条文として出ているようなもの  
は三下り半のもので、どんなものが森  
林計画だか、ちっともわからない。  
はっきり申し上げると、どんなものを  
立てるのが森林計画なのかわからな  
い。

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

○小笠原三三男君 肉になる部分がわ  
けないので、骨の寸法を適当にきめて  
ただおまかせするといふわけにはいか  
ない。旧法ではある程度のもので出て  
おったが、今内容としてお読み上げに  
なったものを見ても、旧法で示してお  
るだけのものもない。けれども、それ  
だけじゃないと思う。実際皆さんおや  
りになるときは明細な政令が出るのだ  
らうと思う。そういう準備を持たない  
で、森林法の改正だなどというのでわ  
れわれに提示して、それであとはまか  
しておいて、それは方針だけですね。と  
ころが、中央審議会のほうの答申な  
り、いただいたもので見ると、答申に  
基づいての国有林なり民有林にも、私

○政府委員(吉村清英君) この政令  
は、先ほど申し上げましたように、  
まだ確定をいたしておりませぬので、  
私もその考えでおりますことを申し上  
げたのでございませう。

有林、公有林、分けたその個別計画  
等、事務局案と称せられるものあり、  
あるいはまた、林業なんかというよ  
うなものから出てくるものあり、いろ  
いろな考え方が出ておる。どういふ  
うになつてくるのか、私たちにわか  
らない。今事務局として考えられてお  
るものばかりでもないから、明文化  
したものを示していただきたい。文書  
で配付していただきたい。ここに渡さ  
れているものは、ただこれこれのこ  
ろを政令に規定するのだぞという条項  
だけ書いた資料ですよ。

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

○政府委員(吉村清英君) 答えたい  
します。私もかたまっておらないの  
で、まことに恐縮でございますが、私  
どもの考えております範囲内におきま  
して、まとめまして提出をいたしま  
す。

○小笠原三三男君 それが出たら質問  
しましょう。

○北村暢君 この小笠原委員の質問す  
るのも無理ないですよ。だから、私も  
この問題は最初から言っているの  
で、一体林業の、きのうかおとといですか  
配付になりました参考資料を見ますと  
いうと、あらゆるところから基本問題  
について、林業のあり方について意見  
が出ておる。中央森林審議会、それか  
ら林業基本問題調査会の答申案、これ  
は正式のもので、それ以外は全部経団  
連だとかなんとかの要項事項なんです  
よね。そしてみんなそれはそれなりに  
林業の基本といふのはこういうふう  
にあるべきだ、こういうふうな意見が  
出てきているのですよ。こういうもの  
を国会に正式に配付しておいて、肝心  
かなめの農林省は一体こういう意見を  
どういふふうに取り入れて林業の基本

というものを持っていくのかというこ  
とがわからないのですよ、実際は。そ  
れで、計画制度と保安林だけを改正す  
るのだから審議しろといっても、実際  
問題として、その根本問題がわから  
ないで審議せよといつても無理じゃな  
い。私はこの間もそれを言ったわけ  
です。したがって、この長期の計画と  
いうものも、見直しなんというもの  
も、これはあるはずなんです。従来  
も何回もやってきたんだし、あるはず  
なんです。国会に出すものでなければ  
ば、林野庁の中には、こういう計画と  
いうものは資料として作ったこともあ  
るのだし、しかしながら、その第一期  
のものが三十七年度から実は終わりに  
なつておる。林力増強計画、そして新  
しい法改正なんかに基づいて新たに  
また修正しようとするものが出てこよう  
としておるようでございますけれど  
も、しかし、具体的な数字まで私には  
求めている。それは十月までしかでき  
ないというのですから、それはやむを  
得ないとしても、やはりここでいろいろ  
なる原則的なもの、どういふものにつ  
いて、原則としてはこうなるのだとい  
うものぐらゐは、やはり出さなければ  
ならない。長期の見直しなんという  
のは、非常にばく然たるもので出て  
くるのですから、これは私はやはり出さ  
べきじゃないか。それから森林計画の  
準備すべき原則というものは、これを  
規定する見込みだと言われないで、  
原則はやはり出さなければいけない  
ですね。そういうことを資料要求でもし  
ておつたのですけれども、なかなか出  
てきそうもない状況です。それですか  
ら、当然だれが考えても、この原則ぐ  
らいのものは文書で出てこない、審

議の対象にならない。どこへいくのか  
わけがわからないで森林計画だけ通せ  
といつても、これは無理なんです。だか  
ら当然小笠原委員から、そういう要求  
が出てくる。これはこの前に私も要求  
しているところなんです。ですから、  
そういうものを何にも示さないで、大  
体行政にあらゆるものをまかしてし  
まうというのであれば、これはちよっ  
とおかしいので、したがって、農業基本  
法なんかでも、グリーン・レポート、  
それからグリーン・プランというものを  
国会に報告することになってくるので  
です。森林法だって、そういう観点か  
らいえば、そういう原則的なものを長  
期計画を立てた、長期の見直しを立て  
たといえ、そういうものは国会に報  
告するぐらいのことが、法律、規定に  
あってもいいんですよ、実際は。それ  
が全部今までは農林省、林野庁は計画  
を立ててばなし。それがどういふふう  
に修正されて、どういふふうな経過  
だったかということも、全然国会へは  
報告されない。それでは、全部行  
政権でもって運営されておる。この前  
の長期計画でも、それと同じものが出  
てくるのじゃないのですよ。今度は、  
造林にしても、林道にしても、違うも  
のが出てくる、修正したものが出てく  
るはずなんです。そういう経過が、み  
んな行政権でもって、国会、国民の知  
らないうちに行政の専断でもってやら  
れるということについては、これは問  
題があるのです。したがって、やはり  
林業でも農業でも、基本的な計画とい  
うものは、できたならば、これは国会  
に報告する義務がある。まあ法律で規  
定しなくても、そのくらのやはり配  
慮があつてしかるべきじゃないか。そ

れが今までなされておらないのです。  
勝手に修正し、勝手にやつて、そして  
国民の知らない間にどんどん進んで  
いってしまう。これでは私はやはりま  
ずいんじゃないかと思つたのです。で  
から、この法律には、国会に報告する  
ような義務も何も規定はしておらぬけ  
れども、しかし、やるべきこの全国森  
林計画の原則として、何と何と何との  
計画を立てるのだという、造林とか林  
道とか、保安とか、こういうことは、  
こういうふうな点についてこの計画を  
立てるのだというふうなことをい  
出てこない、審議しろと言つた  
て、どんなものが全国森林計画で出  
てくるのかわけがわからないという中  
で、この国会で承認してしまつてとい  
うことは、これは何回も私は言つてい  
るのですけれども、不見識ですよ、そ  
ういふことは。今日、基本法なるもの  
がやましくいわれてきている状態なん  
です。それが出てこないのですから、  
当然今の小笠原委員の疑問なども出  
てくるのです。ですから、詳しい数字  
なものまで出せといつたつて、それは  
出ないかもしれないけれども、その  
長期の見直しというのは、これはばく  
然たる数字でもやはり出すべきだと思  
いますし、それから森林計画の原則的  
なもの、具体的に政令の骨格になる  
ようなものは、やはり出さなければ、  
議論の対象にならないのじゃないか、  
こう思つたのです。それが出てから  
質問するということになるというとな  
れども、そういうものは、やはり法  
律改正のときに準備してあるのが当然  
なのであつて、そういうものを出され  
ないで、その法律だけ通そうなんとい  
うのは、どちらかといへば心臓が強過

ぎるので、これは。だから私も  
は、この前からもしつこく言つてい  
るんですよ。小笠原委員のその要求も当  
然だと思つたのです。ですから、これは  
ひとつ早急に出すということにして  
いただきたいと思つたのです。  
○小笠原二三男君 私は北村君と違つ  
て全くのしるうとなんですが、このい  
ただいた資料の中に、今も言われたさ  
まざまな団体の考えといふものが出て  
います。たとえば森林資源総合対策  
協議会といふのは、これはどういふ団  
体ですか。  
○政府委員(吉村清英君) この中心に  
なつておるものは、バルブ関係であ  
ります。ここにおきまして、この団  
体におきまして、森林資源関係の研究  
あるいはその他それに関連した普及等  
を行なつておる団体でございます。  
○小笠原二三男君 林業基本政策要綱  
という昨年の三月三十日に出たもので  
すが、これは林野庁とはどういふ関係  
なんですか。この文書は勝手に民間に  
出したもので、知らんものがこへ出  
てきたのですか。  
○政府委員(吉村清英君) これは衆議  
院のほうでそういう御希望がございま  
したので、調製をいたしました。この  
ごさいですが、この前の資料の御要  
求のときに、衆議院のほうで提出をし  
たものも出すようにといふお話で提出  
をいたしました。

○小笠原二三男君 はい、わかりまし  
た。これで見ますと「需要と生産の長  
期間見直しをたてる」とあつて、農林  
大臣の全国計画的なものが構想として  
あるわけですね。ここに法文として出  
ているような……。ところがそういう  
見直しを「たて公表する」とあつて、  
その次に、そのための「生産見直し  
は、林業経営体により作られる経営計  
画(小所有者は組合等により協同し  
て)を基礎として地域別にたてる。そ  
こで、上記の見直しは、全国の需要と  
生産との見直しといふものは、そうい  
うものを積み重ねてきて立てるとある  
ようですね。ここの法文のほうは、  
農林大臣が全国計画を立てる、それか  
ら都道府県知事は全国計画に基づき政  
令に基づいて、そのもとに民有林の計  
画を地域的に立てるとある。ところが  
が、このほうは下のほうから立てて  
きたものによつて、一つの生産の見通  
しといふものを立てる。こうあるよう  
ですね、私の読みようでは。これらは  
一つの例として申し上げているので  
が、それらのことがこの法文とは逆な  
関係で、ある業界なら業界が基本政策  
として考へているのです。これらは  
どうお考へになっておられますか。本文  
でお尋ねしてもいいわけですが、実態  
として全国の需要と供給の計画、見通  
しといふものの基礎となるべき地域の  
生産の見通しといふものが先に立たな  
い、全国的に総合的に打ち立てたも  
ので、天くだりに地域別にそれを割  
振りしていくという形になってい  
る。この法文とはどういふ関係になるも  
のか、こういう点等も考へると、政令と  
いふものがどういふふうになってきて  
て、この運用が円滑にいくものかき  
まってくるようにも思つた。そういう点  
もあつてお尋ねしておるわけで、どう  
もこの団体や答申やいろいろの意見が  
あるようですね、読んでみますと。  
○政府委員(吉村清英君) その形でご  
さいますが、提出をいたしました資料  
の長い表のうちの森林法の一部を改正

する法律案関係資料、昭和三十三年三  
月という資料の二ページ、三ページを  
ごらんいただきますと、森林計画がどの  
ようにしてどういふ内容で立てられて  
いるかというところを図表にいたしまし  
て掲げたものがあるのをごさいませ  
う。これを「ごらんいただきます」に  
は、これを「ごらんいただきます」に  
伐採方法あるいは造林方法、保育方  
法、造林樹種の決定あるいは伐採方法  
を特定する森林の決定、それから標準  
伐期、そういうものの決定基準を作  
るわけでございます。それと同時に、保  
安施設事業の計画、保安林の整備計画、  
基幹線林道の開設の計画、造林面積そ  
れから伐採立木材積というふうなもの  
を計画をいたして参るわけでございます  
。それが森林計画地域におきまして  
そこにあつてあります。具体的な  
計画になるのをごさいませうが、この森  
林計画を達成いたしますために、個別  
の森林計画を森林所有者がそれぞれ立  
てまして、この趣旨に従つて経営をし  
て参るということになっておるのでご  
さいませう。  
○小笠原二三男君 だから、法文の原  
則は上から下ですわ。それで私の尋ね  
るの、いやそうではなくて、経営者  
の経営計画を基礎にして見直しを立て  
ると言つておる業界があるのですね。  
それはどうだ。  
○政府委員(吉村清英君) その点もご  
もつともな点もあるわけでございます  
。しかしながら、国全体の需給の調  
整あるいは国土保全という面から森林  
を考へますときにやはり一定の限度を  
越えることは、非常に将来に及ぼす影  
響が憂慮されるのではないかと。したが  
りまして、この限度の範囲内におきま

して大いに自主的に森林の経営をしてもらうということが、私どものこの新しい森林法の改正の大きなねらいとなっておるわけでございます。

○小笠原三三男君 そのもつともな点はあるが、それ以上のもつともな点がある、こういう法文になるのだという意味でしょう、多分。そうすると、実態としては、この全国計画というものは腰だめで、一応作って、そしてあとはやはり地域から上がってくるもので、あるいはその他の調査等も加えて本格的なものを作られ、それが法文にも書かれていような森林の現況、経済事情等に變動があるとき必要と認めるときはという条項に基づいて政令内容等、基準等をどんどん変更している、そういうふうになっていくのが、実態でないのですか。最初出されるものがあくまでもきちんとしたものであるというわけにはいかないのじゃないですか。

○政府委員(吉村清英君) その点でございますが、腰だめという、まことにどうもお言葉返して恐縮でございますが、腰だめということではないのでございまして、一面また数字的その他にきちんとして計画を上から下へおろすということも困難な、この森林という、林業というものの実態を見ますときに困難なこともあるわけでございます。したがって、この法律におきまして即してということを書いてあるわけでございます。

○小笠原三三男君 それでここに今初めて私もうかがって表を見たのですが、ここにいろいろな内容が全国計画あるいは地域計画として盛り込まれるべきものが設けられておりますね。それでこれら

ならこれらでもいいから、四条、五条の政令になる部分のものはさっきも申し上げましたとおり出していただきなさい。この表にあるような要綱が政令になるというならこれだけでもよし、まだあるぞというならそれをつけ加えていただきたい。

○政府委員(吉村清英君) 政令の内容はこの範囲で考えております。

○委員長(橋原楚事君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、東隆君が辞任され、その補欠として片岡文重君が選任せられました。

○小笠原三三男君 ほんとうにこの範囲だけが政令内容ですか。

○政府委員(吉村清英君) そのとおりでございます。

○小笠原三三男君 それでも四条には「農林大臣は、政令で定めるところにより、」ということで、もうそれを大前提、政令を大前提にしてそれで重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しを立てる。この長期の見通しを立てるは、さまざまなものさしやなんか政令がないのですか。

○政府委員(吉村清英君) 長期の見通しにおきましては、期間だけを一応政令に規定をいたしまして、その他は長期の見通しでございますので、きのうその見通しの仕方については概要を御説明したのでございますが、ああいう方法によりまして見通しを立てたい。

○小笠原三三男君 そのああいいう方法とはどういふものを示すのだというところは、政令には出ていないわけですか。

か。そのときどきの実態に林野庁の考案で出るわけですか。

○政府委員(吉村清英君) 需給の見通しは、需要の見通しとそれから供給側の見通しというところになるわけですが、そのほかには特に需給の見通しの中で考えておられません。

○小笠原三三男君 ジャまずそれはその点だけに、政令は出していただくことにして、もう一つは、森林法というものが、これは全くの私のしろうと論ですが、森林法というものが日本の林業の基本を示すものだとあり、また、需給の関係を考慮されるという部分がその範囲として出てくるなら、絶対量として日本の木材資源が不足している部分についてカバーする外材の輸入と申しますか、その方面についてのそれは、こういう見通しというふうなものが出てくるのですか、出てこないのですか。また、それらのことは森林法には何もどこにも書いてないのですが、実態としては不離一体、平仄を合わせて進むべきものでしょうが、これらのものについての方針等は、どういうところであろうかというふうに立てられるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 需給の見通しの中には、仰せの輸入あるいは輸出という問題も出て参ります。その点については、森林法では触れておらないのでございますが、見通しを立てて参ります上には当然必要になって参りますので、そういう点を考慮しておるわけでございます。

○小笠原三三男君 そうすると、今後の輸出の部面もそれはあるでしょうが、いろいろな形の材が出てくるというところは、輸入の問題

が一番大きいと思う。輸出によって、日本の貿易をこの方面の輸出で伸ばしていこうなんという大それた考えは日本にないと思うのです。ですから、輸入の点だけで一応考えますと、今後の見通しとして、今後森林法による具体的計画を立てて計画生産、計画伐採等をやるにしても、需要のほうの關係からいって、年間どれくらいずつ輸入を要するものか、端的に、簡単にございまして。

○政府委員(吉村清英君) 現状は八百五十万立方程度でございます。将来二十年後程度には二千万立方程度まではふやしたいということ、それが限度ではないかと考えております。

○小笠原三三男君 今は幾らですか。

○政府委員(吉村清英君) 八百五十万から一千万程度でございます。

○小笠原三三男君 その内訳はどういう材質がどこからどういふふうに入っているのですか。

○政府委員(吉村清英君) 御説明いたします。最近の情勢を御説明いたしますと、ラワン、フィリピンを主体といいますが五百八十万立方、米材が約二百方、それからソ連材が約百三十万立方それからニュージールランド、これは松でございますが二十四万立方、その他でございますが、大体九百万立方くらいになるかと思っております。

○小笠原三三男君 それを計画的に今後拡大して入れるとなれば、どういふ見通しになるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 輸入につきましては、やはり、まず港湾の設備というものは、貯木場の設備というものも考えなければなりません、同時にやはり価格上の問題もあるかと思

ます。しかし、現状におきましては、大体この輸入に差しかえない価格でございまして、また、港湾の整備につきましては、関係の運輸省等でも昨年の緊急対策以来かなり協力をしておりますので、将来にわたって私どもも努力をして参りたいと考えております。

○小笠原三三男君 ですから、今ラワン材、ソ連材あるいは米材その他の松というふうに出ています、これはどういふふうに移り変わっていくのですか。

○政府委員(吉村清英君) ラワン材でございますが、ラワン材は現在フィリピンが主体でございますが、このフィリピン等におきましても、素材で輸出を要するというのが次第に困難になっておきますので、カリマンタン等の他の地方からの輸入というものを逐次進めて参らなければならぬと考えております。それから米材につきましても、現在の価格程度で推移いたしますと、現在の価格程度で推移いたしますと、これは順調に、将来私どもの期待といたしましては三百万立方あるいはそれをごすようになるかと思っております。ソ連材につきましても、これはまあ、ソ連という国情もございまして、最近非常に値上がりが出て参っておりますが、これも現在程度ですと、別に輸入がしにくいというところでもないようでございますので、これも逐次ふやして参らなければならぬというふうに考えております。その他、ニュージールランドその他は、かなり有望なところもございまして、こういう点は将来にわたって努力して、輸入の開発をしていかなければならぬと考えております。

○小笠原三三男君 ですから、どこも木材を豊富に持つておるといふわけじゃない。もう特定国としてほとんどきまっていますね。それから、現在八百五十万立方メートルあり、二千万立方メートルを期待するとなれば、その期待がどこに向けられて、どの程度のものをごこから入れてやっていこうとするのか、それを聞きたい。

○政府委員(吉村清英君) 主体は最初に申し上げましたラワンそれから米材、ソ連材、こういうことになるかと思っております。こういうもので総合をいたしまして二千万立方メートル程度ではないかというように考えておる次第でございます。

○北村暢君 そこでラワン、米材等ありますが、今後伸びるのは北洋材のソ連材です、貿易計画のところがこの前の日ソ貿易協定で今年度の、来年度ですか、輸入予定が二百五十万立方メートルのところ、協定では二百五十万立方メートル、この協定成立しなかったですね。計画からいへばすでに四十五万立方メートル不足するようになっているんです。ですから輸入の見直し一つにしてもラワン、それから米材等の輸入はあなた方が考えておる計画の数字を見ましてもあまり伸びないですよ、伸びていけない。カリマンタンの開発等で若干フィリピンの輸入よりは伸びますけれども、あそここの輸入計画の中で一番伸びるのはソ連材です。そういうことを予定しておるのですね、ソ連材がおそらく五百立方メートルくらい定しているんじゃないですか。何かそういうような計画のように、ちょっと私見ましたけれども、それがすでに二百五十万立方メートルで貿易協定が成立している

んです。そういう状態の中ですでに輸入計画において大きな誤差が出てくるということがあるわけですね。ですから、そういう需給の見直しというのについて輸入材がどうなるかということについて、国内材がどうなるかというふうなことでとたんに問題が出てくる。で、私どもも見ておる目では、国内の需給面においてとてこれに反対できないということ、数字が合わなくなってくる輸入をふやまして、輸入でやる、あるいは合理化を生み出すんです、これは将来の不確定要素というものを基準にして計画というものが相当出てくる。林業全体がそういへばそうだと思いますけれども、とにかく現実の問題としてそういう問題が出てくる。ですからそういう面から言えば、今後における輸入計画の中でソ連との長期の貿易協定というふうなものややはり進めなければならぬ方針というものが出てくるんじゃないかと思つて、それが行き当たりばったりであるという形では、輸入というものについても計画的なものが期待できない、私はそう思つておる。ですから輸入の計画等についても、今長官が答弁しているようなことでは、ちょっと納得いかないんで、実際は数字があるんです。私は見たことがあつたからあるはずなんです、それが出てこない。ですから来年度あたり二百五十万立方メートル定しておいた方がいいですか。それが二百五十万立方メートル定しておいた方がいいですか。そういうことは事実なんです、そういうことではないんですか。

○政府委員(吉村清英君) 二百五十万の計画に対して二百五十万ということ

は、そのとおりでございます。この事情につきましては、こういう事情もあるのではありませんが、たとえば製材、製品で入れますとかなり入る見込みがあるんでございますが、現在ソ連の製品が日本の規格に合わぬということ、ソ連と折衝をいたしましてこちらの規格に合うような製品を生産していただくという折衝もいたしておるのがあります。それにつきましては製材設備その他につきましても、ソ連とこちらとの間には相違もございまして、そういう問題等の解決も必要なのでございます。私ども主体にいたしておりますのは、素材でということ、素材に今回の折衝等もいたした関係もありまして、そういうことも起きておるのでございませぬ。

○小笠原三三男君 今度はこの法文で行くと、計画造林なり、あるいは計画伐採なり相当長期の見通しを立ててやるということになれば、外材の輸入についても長期の見通しなり輸入の計画がなくてはならぬだろうと思つておる。そうすると、それがラワンにどの程度たよる、ソ連材にどの程度たよる、あるいは米材にどの程度たよる、あるいは計数があつて出てくるのだから、どういふことが狂つてくれば、国内のほうも狂つてくる。需給の見通しもまた狂つてくるわけなんです。だから、一つのこれはポイントだろうと思つておる。外材の輸入の問題についてはもう少し、今ソ連材について言われましたから、ソ連材でお尋ねするが、向こうの規格品として出てくるので困難であるなら、それが外交的に折衝されて解決するとなつたら、どういふふうな手段を講

ずるのかお尋ねしたい。私も昨年ハバロフスクやイルクーツクに行つた。ハバロフスクのほうには、向こうの現地がこのほうを担当する方もいるし、イルクーツクのほうには、極東地域の経済計画を立てる御大將もおつて、そういう方たちにもお話を聞いて来た。向こうには向こうの言い分があるのです。ハバロフスクなどは担当官が、計画された木材引取りのことが、日本側の事情でおくれているとか、中止になつているとか、山ではもう切つて積み出しできるようになつているとか、延々延びている問題があるなどという苦情を聞かされたのです。ここにあなたがおっしゃる通りに、ソ連材にたよるべき部分が非常に多い。小屋組みなどに使う建築材としては、その不足をカバーするには必要なものでしょう。そうしてあつては、国柄である。そうであれば、あくまでもこれは長期の貿易の計画というものはつきりしていなければ、そのつどつどうまい工合にやるといふわけにはいかぬだろうと思つておる。昨年の緊急輸入と申しますか、木材高騰に伴う外材の輸入というふうなのは、実際は計画どおりだったのですか。いかなかつたのですか。

○政府委員(吉村清英君) むしろ計画をオーバードした形でございます。

○小笠原三三男君 その際主として入れたのは、どこから入れたのですか。

○政府委員(吉村清英君) ちょっと今数字を持っておりませんが、一番多かったのはアメリカだったと思ひます。

○小笠原三三男君 そういふことが自在にできるということが、今後の見通しとして何年ぐらいたういふことができるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 御質問、計画よりかなりオーバードして入るような情勢がいつまで続くかということでございますか。

○小笠原三三男君 そうです。ほしいというときはすぐ持つて来る状態が、国際的にいつまで続くかということでございます。

○政府委員(吉村清英君) この問題でございますが、先ほど申し上げましたように、素材を製品という兼ね合いの問題もございませぬ。したがって、この取り方によりましては、製品等を取りますと、かなり見通しは明るいと思ひます。ただ、素材にこだわりますと、ときに困難な場合も出てくるかと思ひます。

○小笠原三三男君 日本側の将来の見通しとしては、素材を取りたいということなんです。そうすれば困難性も起こってくる、それらを打開して二千万立方メートルものものがきちんと入るといふ見通しがあるんですか。

○政府委員(吉村清英君) この二千万立方メートル申し上げたのは、二十年後の推移を見通した段階に立ちまわつてのことでございます。私どももいたしましては、現状のような推移でいけば期待できるんじゃないかというように考へております。現在ですと、もう一千万近く来ております。参考に申し上げますと、三十五年度が六百三十万立方メートル、三十六年度は八百五十万を目標にしてそれを上回つておるわけでございます。

○小笠原三三男君 私、こだわるわけではありませんが、ソ連材の輸入というものに、端的にウエイトを置くのですか、置かぬのですか、将来の見通しとして。

○政府委員(吉村清英君) 置いて参ります。

○小笠原三三男君 そうすると、今いろいろ言われているような困難性を打開するというのは、日本の事情、ソ連側の事情、どっちにネックがあるか、どっちに問題点が多いと考えられますか。一方的に、ソ連側がどうも思うようにいかぬという問題を含むのだということですか。

○政府委員(吉村清英君) 両方に問題があると思います。私どもの考え方の素材を主張いたしておりますのは、この規格の面と、それから加工業の面でございます。加工業が原木不足で悩んでいるというような面、こういう面があるわけでありまして、したがって、できるならば素材をよけいほしいという考え方でございます。それからソ連の立場といたしましては、向こうで加工したものを取ってくれば、向こうの加工の事業が助かるというふうな、そういう対立的な立場にあるわけでございます。その中において規格が、私どもといたしましてはこれは需要という面からいいますと、製品でもいいわけでございますから、日本の用材の規格に合うものが出てこないというところ、非常な欠点も今あるわけでございます。

○小笠原三三男君 ソ連材を入れておる商社は特定商社ですか。

○政府委員(吉村清英君) こちらで指定しているわけではありませんが、ソ連と折衝をいたして取引をしているわけでございます。

○小笠原三三男君 それは会社名はどういうところですか。

○政府委員(吉村清英君) ちよっと、今会社名の資料を持っていませんので、後ほどお答えいたします。

○小笠原三三男君 そういって特定の商社が入れた木材が、国内で案外利幅が多くなるにわたっているというふうな現状はありますか。

○政府委員(吉村清英君) 昨年の初めごろの情勢ですと、そういう情勢があったようにございます。しかし、ソ連のほうもこちらの国内事情をよく見ておりますので、今回の協定では、必ずしもそうでないようになっておるようでございます。

○小笠原三三男君 その口ぶりを聞くと、輸入業者がけしからぬ行為に及んだために原価のほうが高くなって、日本国内の末端の価格というものが下がらない。やはり依然として高いものを使う、割高ですよ、割高のものをを使うという結果になるというふうに見えるのですか。

○政府委員(吉村清英君) その点は国内の木材市場価格というものがございまして。たとえばソ連の一例で申し上げますと、エゾ、トドといったような、これは北海道にあるわけですが、そういうものの流通価格というもので利幅が出てくるわけでございます。必ずしもそういう輸入商社が意図的にやったということにもとれないかと思っております。

○小笠原三三男君 私いつか聞いたように思うのですが、その輸入商社は何か特定のところにしか出さないというふうなことで、一般が困っておったということがあるのですか、なかったのですか。

○政府委員(吉村清英君) その点は、十分に私存しておりませんが、まあ輸入商社自体の取引でございますので、あるいはほしいと言わうに売らなかつたというふうなことがあつたかもしませんが、私存しております範囲では聞いておりません。

○小笠原三三男君 時間も参つておるようですから、この程度にいたしますが、森林法とは直接関係がないようでも、やはり外材の輸入というものは、今後の需給の見通しということについては、本格的に問題とすべき点があるわけなんです。これらの見通し、今後の対策、そういうふうなものはいやほやほ産省のほうも関係しておられるでしょうから、参考までに計数等を出して資料としていただきたい。

○石谷憲男君 関連して一点だけ御質問いたしますが、大体昭和三十六年度中に八百五十万立方メートルの見込みだということなんです。おそらくこれは感じとしては、それだけ入れよう、ぜひともそれだけ確保しようということ、八百五十万立方メートルに達するんだということ、成り行きで八百万に自然に入ってきたものの集計が八百万であったということ、私はあえて言えるのではないかと思うのですが、申しますのは、多くの場合輸入が伸びたり縮んだりしておるわけなんです。この中の一番ポイントになるものは価格ですね、だから、国内価格が相当高いというときには、確かに競ってソ連材にしても米材にしても入ってきておるが、入ってきたものが

上手に消化されておる。こういうことなんです。過去における米材の輸入なんがの足取りを見てみますと、国内価格の上がり下がりとも完全に歩調を合わせておるといふことが言えるわけです。そこで、現在は価格を、少なくとも現在以下の水準に長期にわたって安定させなければならぬという対策をいろいろ講じておられるわけですか。

○小笠原三三男君 現在八百五十万立方メートルに達する二千万立方メートルをそこに期待をするんだというところが、すべて私は簡単に手放しで言えないと思うのです。現に三十七年度のソ連材の成約状況なんかを見ますと、かなり三十六年度に対して上がつておるのです。ところが、国内には、どうしても上がつておつてもソ連材を使わなければならぬならないような工場設備を持つておる地域というものがあつて、そしてそれをどうしても引き入れてこなければならぬ、こういうことになりまして、むしろ輸入を促進をしようということが国内価格の水準を引き上げていくというふうなことになるおそれというものは多分にあるわけだ。それがある程度高い水準でないといふと、外のものはスムーズに入つてこない。こういう問題が私は木材の輸入についてはもう将来ともつきまとう問題である。ところが、現在はソ連材といわず、米材といわず南洋材といわず、あくまでも商社ベースで入れさせておる。ですから、すべては結果論で判断をせざるを得ないような状況になっております。数量問題もわかり、その数量問題を決定するのは、ただいま申し上げたように、そのときの国内の価格

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

水準というものと一体不可分の関係からいって消長しておる、こういうことになる。こういうことになりまして、相当計画的な輸入というものを、しかも大量にそして将来伸ばす方向で取り上げていこうということになりますと、よほどその間の調整的な何と申しますか、ものの方を十分にやりやらないといふと、今のようなことでは、私は二十年後といえども、手ばなしに倍増になるといふことは、なかなか期待できない。しかも昨年の八百五十万立方メートルにしても、やはり昨年の木材の高価格の反映としてあれだけのものが入ってきたというふうな判断をせざるを得ないのではないかと、こう思うのですが、そういう点につきましては、林野庁の見解をひとつはつきりさせていただきたいということと、それから少なくともソ連材の場合におきましては、相手方の窓口は一本ですが、日本国内の窓口は非常にたくさんある。それがそのときどきの状況にもよりますが、いつの場合を見ても、非常に競り合いという形を一方窓口のほうとの交渉をやっているというのが現状です。おそらく、西欧等にも輸出している木材の価格というものがあつて、ソ連材は日本に対する木材の価格というものを交渉しているに違いないと思いますが、しかし、今のように入力態勢それ自体が、やはり折衝の過程においても、価格をつり上げておるという点も現実の点です。そういうものはそのままにしておいて、しかも国内の価格は押さえないければならぬ。ところが、しかし比較的高いときにしか入つて来ない。こういうふうな非常

に矛盾したものがからみ合つて、現在の輸入というものは行なわれておるといふに、一口に言へば言えると思つて、ひとつ端の御所見を聞かしていただきたい。

○政府委員(吉村清英君) 確かに御指摘のような点がございます。國際的な価格の関連というものは、非常に敏感に響いて参りますので、慎重に検討をいたさなければならぬのでございませうが、この輸入材のうちで最も順調にございまして、価格は安いです。南洋材の輸入につきましては、南洋材輸入の協議会という協議会的な体制ができておまして、これによって調整を、非常にうまく調整をして、輸入が行なわれておるようでございますが、私もといたしまして、もつと大きな力と申しますか、もので、このほかの地方の調整もしなければならぬ段階ではないかという反省もございませうが、さしあたり、こういふ自由な経済下におきまして、まずとるべき方法といたしましては、そういった南洋材に見られるような内部的な団体と申しますか、協議会制のようなものを考えまして、これを奨励をいたして逐次その方向へ進んでおるようでございます。そういうことによつて、まず私どもは、御指摘のような事連に対するいろいろな足並みのそろわないことから起きるごちらの不利というものは是正をし、同時に輸入の態勢を確立をしていかなければならないと考えております。

○石谷重男君 もう一点、外材を極力多量に輸入したいという事は、昨今に始まつたことではないので、少なくとも終戦以来今日まで、連続として続いております。林野庁の方針なんです。かように考へるのです。ただいま南洋材の話が出ましたけれども、南洋材といふことも従来の変化を見ますと、さういふふうには手ばなしでお考へになること、私は、私はいへん危険であるといふことと、南洋材につきましては、米材とかソ連材とかいうように国内に直ちに比較される競合材というものが無いといふことなんです。さういふことのために、比較的他のものに比べまして安定的な過程を続けているけれども、過去の十数年の歴史を見れば、決して手ばなしでは榮観をできないことだと思つたのです。したがつて、国内価格との問題を十分に考へながら、しかも極力大量に入れていかなければならないという要請にこたえていくためには、私は今のような、言うならば手ばなしのことだけでも、結果だけを見て判断をするという手放しのやり方は、なかなかどちらかがくずれてくるといふふうには考へます。さういふ声が、やはり外材を扱つておる広い関係方面にはうはいとあるわけですね。したがつて、ただいまのいろいろの御質問等の中にもありましたように、やはり外材の計画というものが、国内の将来の需給見通しを立てる上に非常に大きなポイントだといふことは当然だと思つたのです。それであればそれであるだけに、よほどやはりそれに対処するごちらの考へ方もしつかりしてかかりませんと、私はただ単に結果が八百万入りしたとか、六百万になりま

したとかいふことになつてしまつたのではないかと危険を、この際十分お考へいただかなければならぬ、かように考へるのですがね。さういふ点は、どうでしょうかね。

○政府委員(吉村清英君) 私どもも、御指摘いただきましたような点につきまして、また基本問題の答申等でも触れておるのでございませう。その問題について、内部でただいま検討はしておるのでございませうが、現状におきましては、成案を得ておらないという状態でございます。

○委員(梶原茂嘉君) 暫時休憩をいたします。二時十五分より再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後二時三十七分再開

○委員(梶原茂嘉君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、森林法の一部を改正する法律案(閣法第八九号、衆議院送付)を議題とし、本案に対する質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○天田勝正君 私はまずこの配付された資料、これについて質問いたしますから御用意願います。

この第五表以下のところでありませう。まず、第六表の昭和二十六年度以降の立木伐採量、さういふものがございませう。これを見ますと、最高が七千八百六十四万九千立方メートル、最低が六千八百六十六万二千立方メートルでございます。第六表、ところが、今度は第五表に返つてきますと、ま

あいろいろ区分して書いてあります。そのうち成長量の合計を見ますと、開発困難な森林、これは別でありませう。手がつけれないのでありますから、これは別であります。手のつけられるところを合計いたしますと、五千八百七十万立方メートルであります。さういふ点と、実際に伐採されておる、この第六表、これは実数であります。さういふ点と、成長量よりもはるかに伐採量のほうが多いということになります。それで特に今度は、次の第七表の民有林と、今の第五表のところの民有林の成長量を対比してみます。さうすると民有林の成長量は四千七百五十万立方メートルでございます。ところが、第七表のほうの年平均の伐採は違反伐採を含めまして五千六百二十六万七千立方メートル、さういふこと、さういふことで一向差しつかえないのですか、どうなんですか。

○政府委員(吉村清英君) 御指摘のよう、森林の成長量を主体といたしまして伐採をして参るといふことは、これは当然でございますが、ただ森林の現状からいまして、先ほど御指摘の未開発林その他天然林におきましては、老齡過熟で、もうほとんど成長のとまったようなところも非常に多いわけでございます。したがつて、その老齡過熟林分を新しい成長の旺盛な森林にかえていませんと、伐採量の増加といふことも見込めないわけでございます。さういふ点と、また生産力の増強といふこともできないわけでございます。したがつて、森林の現状の成長量をさらに上回らしてさういふ改良を要する林分は伐採を進めまして、それに人工林を育成いたしました。この部分

の成長量を拡大をいたしまして、将来における森林の生産力の状態をより増大するといふ考へ方によりまして、現在の森林成長量よりもよけいに切つているといふことになるのでございませう。

○天田勝正君 それは端的に言つて、成長量よりもよけいに伐採しても一向差しつかえないと、さういふことだと思つておる。さうすると、その基準をわれわれにわかるように説明されればどういふことになりませうか。さういふ基準でございませうか。

○政府委員(吉村清英君) 老齡過熟林分を伐採をして、現実の林分の成長量以上の伐採をして参りますわけでございますが、この基準は、どこまでも将来の保続、生産の保続ということが基準になるわけでございます。したがつて、将来長い期間におきまして伐採がでないようなことのないような計算をいたしまして、この増伐をいたして参つておるのでございませう。

○天田勝正君 さうでなく、私のほうがその答えを引き出すといふのは、さういふべきじゃないかと思つて、さういふわけが、われわれがさう理解できるならば、この全森林面積のうち蓄積量のほうからいふのですが、その何%くらいはもう成長のとまった林野である、これは同じ林野のうちでも一斉に全部がとまるということはないので、さういふ点と、要するに面積でなくとも蓄積量でもいふのですが、さういふ基準があればわれわれに一番わかりやすいと思つて、あくまでも将来を見て差しつかえないといふこと、何かその言葉においては、腰だめ見当みたいな印



の山でも赤肌山になったということ  
は御記憶だろと思ひます。ところが  
さつき長官が説明されたように、逆  
に補助しなればいけないから、だ  
ん造林数をふやして、三十一年が  
ピークになったのだ、こういうこと  
ども矛盾するように思ひますが、そ  
うじゃありませんか。

○政府委員(吉村清英君) その戦時  
の伐採とは、この森林計画による増伐と  
いうのとは、私、別に考えておるので  
ございます。戦時中の、どちらかと申  
しますと計画的でない伐採、こういう  
伐採が行なわれませんでしたために、昭和  
三十一年度までかかりましてそうい  
った造林未済地の植栽を進めておいたわ  
けでございますが、私どものこの表に  
も説明をいたしておりますように、計  
画的に伐採を増加して参りますために  
は、やはり先生の御指摘のように造林  
を確保していくという事は、これは  
確かにそのとおりだと存じますが、造  
林をせざるはうっておくという事  
が、一番問題になることかと思ひま  
す。そういう点につきましては、計画  
生産の実行によりましてそういうこと  
のないようにしていかなければなら  
ないと思ひます。

○天田勝正君 そこで今回の法律改正  
によりまして、針葉樹の若齢林及び保  
安林等の制限林の立木を伐採するには  
都道府県知事の許可を受けることを要  
するとあったのを、許可を要しないこ  
とにした、その場合若齢林を必ずしも  
制限をとったからとて、むやみやたら  
に森林所有者が私に切るとは思わな  
いけれども、戦時中のようなことが起  
る危険もそこに何かあると思ひ。だか

ら、これは決定的に私はまだ主張する  
段階ではありせんけれども、いずれ  
にしても若齢林だけは何か野放しにす  
るということではなしに、経過措置なり  
なんなりとする必要があるのではない  
か、という気がしておるのです。決定的に  
そうしる、今主張しませんが、それ  
も、そういう点はどうなんでしょう。

○政府委員(吉村清英君) 御指摘のよ  
うに、伐期未済の老齢につきま  
しては、皆伐をするという事は好ま  
ないことではございます。しかしなが  
ら、その木材の利用構造というものが  
逐次変わって参っておりますので、必  
ずしもその適正な——適切といいま  
すか、基準伐期に達しなくても利用が可  
能なものも出てくるわけでございま  
す。昭和二十五、六年ごろのこの現行  
の法律ができましたころには、やはり  
若い森林にまで伐採がかなり及ぶの  
じやないかというふうなことで、こ  
ういふ措置がとられたわけでございま  
す。その後の実績を見ますと、先  
ほど御指摘のありました表のようなこ  
とになって参りまして、そういうこと  
も勘案をいたしまして、今度許可制度  
をはずしまして、あらかじめ三十日以  
前といひますか、あらかじめ届出を出  
させて伐採をさせるということにな  
つたわけでございます。で、このあらか  
じめ届出の出した期間におきまし  
て、こちらが指導をし、また森林法の  
達成上思わしくないものにつきま  
しては、勧告もして参るといふことにな  
つておるわけでございます。

○天田勝正君 そんなです。今ま  
では許可制だった。許可制の場合は拒  
否権があるのですから、しかるべから  
ずと思へば、しかるべからずとして不

許可にすれば、それで事が済む、とこ  
ろが今度は届出制なんです。指導  
助言なんといつてみたところで、届出  
を出せばいいんだ、全体の計画、届  
出があればだれだれどの樹種が減ると  
か、どこがまだ植栽してないとか、  
そういうふうなことがわかるので、次  
の十年を一期とする五年ごとの計画  
を農林省で立てるのに都合がいいから  
おそろく届出を出させるのだ、こう私  
は思うのだ、だからそれを届出を出し  
たから云々といつてみたところで、届  
出を拒否するわけにいかぬ、こうなる  
と思うのです。そこで若齢林の場合  
は——老齢林なら向こうが切らずにい  
れば、所有者のほうは損なんです。か  
ら当然なんです、ところが若齢林の場合  
だつて、資本主義の原則です、それよ  
り若くつたて高く売れば切る、こ  
ういふことになると思ふのです。だ  
から制度としては、それはやはり野放  
しということにどうもなるのじやない  
か、実際は今までは足場丸太なんかと  
いうのが高いのですから、必要は発  
明の母で、ついついそういうものを足  
場にしないことになつて、パイ  
プで足場を作ると、こういうふう  
になつたと思ふのです。ところが、今度  
は別に許可なんか必要なしに、今ま  
ではそう切らなかつたといふものの、  
実際はどうも許可がおりそうもない  
といふので、許可を出す以前におい  
ちゅうちゅうするといふことが、これは  
制度があればそういうことがあり得  
る、心理的に。ところが、今度は切  
つたつても何にも自分のものを切るの  
届出させ出せばかまわないのだ、こ  
ういふことになれば、それはやはり安  
くなりますよ、安くなれば逆に鉄パイ

の足場が何にとつてかわる、今度は若  
木の丸太にとつてかわるということも  
あり得るのです。だから、法律を議論  
する場合にはやっぱり制度として野放  
しにするのかしないのか、ここが問題  
なんです。私は今どうも指摘したよ  
うな危険が出てくるのだらうと思ひ  
ますがね。どうですかね、そういうこ  
とはないと言われますか、長官。

○政府委員(吉村清英君) その点の心  
配もあるかと存ずるのでございます  
が、何分にも過去の経緯を見ても  
と、まだ四〇%程度も許容量の余裕が  
あるといふことと、同時に一時より見  
て参りますと、森林所有者自体の経営  
に対する関心、そういうものも非常  
に上がつて参っております。同時に、造  
林に対する意欲も非常に上がつて参  
っております。そういうふうなことで同  
時に、この届出によりまして、まあ届  
出ればいいのだという、そういう考  
え方、それからこちらの資料の収集の  
ためと、これもあることはあります  
が、主たる目的はやはり森林計画に  
沿つた経営をせよというところ  
にねらいはあるのでございます。その  
ためにはやはり森林所有者自身が自  
覚をして、森林の計画的な経営とい  
うことと目ざめてもらなければなら  
ないと思ひます。そういう点に  
つきましても普及員制度といふもの  
の拡充強化によりまして、十分森林に  
対する森林所有者なり経営者の自覚とい  
ふものを促して、勧告といふことを無  
理に実施しないでも、計画の期待に  
沿つた経営ができるように私どもと  
も努力をしなければならぬとい  
ふように考へておるのでございます。

○天田勝正君 長官、私はただ森林所  
有者や森林経営者だけが欲にからま  
ず、だんどん切つてしまふといふこと  
で、これは議論しておるのじやない  
のです。これは近頃の森林を切つてきたほうが  
得だといふようなことで、半分無理や  
りに強制するといふ、あるいは誘導  
するといふことも起こりますし、で、そ  
ういふところだけを見るのも、これ  
またへんばんである、逆に自覚を  
必要とするのはむしろ政府側だつた  
りするところがある。戦時中の過伐  
政府側なんです。別に森林所有者が  
やたらに切りたく切つたわけでも  
ない。だから、森林所有者、経営者  
が自覚してもらへばいいといふこと  
は、ちょっと制度を考へる上におい  
ては少し長官言ひ過ぎです。そう  
いふことなんで、私の質問には言葉  
が足りない点があったかも知れませ  
んけれども、そういう全体をくめて  
私に質問しているつもりなんです。  
ですから、どうも許可をしなくても  
だん切れるといふことになれば、案  
外若齢林といふものが時に政府の、  
地方庁の都合でそれが逆にされて  
つた、そういうほうへ助言なんかさ  
れちゃつて過伐されるといふこと  
もあり得るのだから、これは戦時中  
ほどむちゃなことをやらぬらうとい  
ふものがありますよ、信用も。まあ、  
この点はこの程度にしておきますが、  
ところで、次に助言指導とさつき答  
弁にありましたが、それとともに、  
資金の融通あつせんその他必要な  
援助を行なう。これだれが行なうか  
といふと、農林大臣と都道府県の知  
事がやる

○天田勝正君 長官、私はただ森林所  
有者や森林経営者だけが欲にからま  
ず、だんどん切つてしまふといふこと  
で、これは議論しておるのじやない  
のです。これは近頃の森林を切つてきたほうが  
得だといふようなことで、半分無理や  
りに強制するといふ、あるいは誘導  
するといふことも起こりますし、で、そ  
ういふところだけを見るのも、これ  
またへんばんである、逆に自覚を  
必要とするのはむしろ政府側だつた  
りするところがある。戦時中の過伐  
政府側なんです。別に森林所有者が  
やたらに切りたく切つたわけでも  
ない。だから、森林所有者、経営者  
が自覚してもらへばいいといふこと  
は、ちょっと制度を考へる上におい  
ては少し長官言ひ過ぎです。そう  
いふことなんで、私の質問には言葉  
が足りない点があったかも知れませ  
んけれども、そういう全体をくめて  
私に質問しているつもりなんです。  
ですから、どうも許可をしなくても  
だん切れるといふことになれば、案  
外若齢林といふものが時に政府の、  
地方庁の都合でそれが逆にされて  
つた、そういうほうへ助言なんかさ  
れちゃつて過伐されるといふこと  
もあり得るのだから、これは戦時中  
ほどむちゃなことをやらぬらうとい  
ふものがありますよ、信用も。まあ、  
この点はこの程度にしておきますが、  
ところで、次に助言指導とさつき答  
弁にありましたが、それとともに、  
資金の融通あつせんその他必要な  
援助を行なう。これだれが行なうか  
といふと、農林大臣と都道府県の知  
事がやる

○天田勝正君 長官、私はただ森林所  
有者や森林経営者だけが欲にからま  
ず、だんどん切つてしまふといふこと  
で、これは議論しておるのじやない  
のです。これは近頃の森林を切つてきたほうが  
得だといふようなことで、半分無理や  
りに強制するといふ、あるいは誘導  
するといふことも起こりますし、で、そ  
ういふところだけを見るのも、これ  
またへんばんである、逆に自覚を  
必要とするのはむしろ政府側だつた  
りするところがある。戦時中の過伐  
政府側なんです。別に森林所有者が  
やたらに切りたく切つたわけでも  
ない。だから、森林所有者、経営者  
が自覚してもらへばいいといふこと  
は、ちょっと制度を考へる上におい  
ては少し長官言ひ過ぎです。そう  
いふことなんで、私の質問には言葉  
が足りない点があったかも知れませ  
んけれども、そういう全体をくめて  
私に質問しているつもりなんです。  
ですから、どうも許可をしなくても  
だん切れるといふことになれば、案  
外若齢林といふものが時に政府の、  
地方庁の都合でそれが逆にされて  
つた、そういうほうへ助言なんかさ  
れちゃつて過伐されるといふこと  
もあり得るのだから、これは戦時中  
ほどむちゃなことをやらぬらうとい  
ふものがありますよ、信用も。まあ、  
この点はこの程度にしておきますが、  
ところで、次に助言指導とさつき答  
弁にありましたが、それとともに、  
資金の融通あつせんその他必要な  
援助を行なう。これだれが行なうか  
といふと、農林大臣と都道府県の知  
事がやる



区実施計画に利害関係を有する者、  
こういふことで規定しているわけなん  
です。所有者がいろいろは当然です。そ  
れから使用または収益をする者、ここ  
も何とかおかしいあまいな規定とは  
いいながら、わかるような気がする。

○政府委員(吉村清英君) この改正案  
におきましては、地域森林計画に意見  
がある者は、公表があった日から起算  
して三十日以内に、都道府県知事に対  
して、理由を付した文書をもって意見  
を申し立てることができるようになり  
ておるわけでございます。その申し  
立てを受けました都道府県知事は、誠  
実に処理をして、その結果をその申立  
人に通知をしなければならぬという  
ようになつております。で、この場合  
につきまして、地域森林計画を変更し  
なければならぬと認められました場  
合には、都道府県知事はこれを變更す  
るようになつておるのでございま  
す。

○天田勝正君 結局、どんなに広範囲  
に意見のある者はいつてきても一向か  
まわない、それとは何かかわりなく  
その計画はやるし、また直すときは直  
すと、こういうことですね。

○政府委員(吉村清英君) 意見とはか  
かわりなくということではなく、広く  
意見を聞くという趣旨でございませ  
ん。有識者でないし経  
験者の意見は聞くに、誠実に処理  
をして参るといふ趣旨でございませ  
す。

○天田勝正君 誠実に云々というの  
は、私はまあよくそういう言葉が法制  
局で通つたものと思つておるわけで、  
誠実といつたって、みんな誠実とい  
うにきまつておるので、不誠実にや  
りましたという人はただの一人もない  
です。それから結局何かこういふま  
く言葉があるということだけで、ど  
こ

からでも意見を聞くという、出てきて  
も一向かまわない、しかし、別にそれ  
に意見を聞かなければならぬといつ  
たて、その意見に合致するように  
計画を立てなければならぬというこ  
とじゃないんでしょ。結局、だから  
端的にいえば、幾ら意見が出てきて  
も、かまわない、こういう受け取り方  
をしても差しつかえないでしよ、い  
かがです。變更しなければならぬとは  
書いてない。

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○政府委員(吉村清英君) 決して関知  
しないという考え方はないのでござ  
いまして、變更を必要とするような事  
情があります場合には、變更をする  
ということでございます。

○天田勝正君 そういう場合に、公聴  
会のごときものでも開くのですか、開  
かないのですか、その点はどうなん  
ですか。

○政府委員(吉村清英君) この場合に  
は別に開きません。

○天田勝正君 私は、たった一人のも  
のが意見を言ったから、それに引き  
ずり回されるということも、一人の  
といえどもという意見も言う人もあ  
るから、それを全然無視する考えは  
行政上はよくない。よくないけれ  
ども、そうだとつて、全部聞かな  
ければならぬ、これもまた窮屈過ぎ  
るということになりますから、私は必  
ずしもあなたの方のことを今攻撃し  
ておるのではないのです。ただ、全  
然耳を傾けないというのではござ  
いませんとおっしゃるけれども、実  
際には耳を傾けぬでもいよいよに  
なつておる。そうすると、逆にたと  
えば地方の知事に圧力をかけ得る  
ような意見だけがとかく取り上げら  
れる

○天田勝正君 どういうふうにするのです。

○政府委員(中野文門君) ただいま申されましたような心配のないように中央森林審議会の運営、さらにまたそのそれぞれ任命にあたりましては、そういうおそれのない人に対して任命をするということに努力しなければならぬのは当然のことと思います。

○天田勝正君 この中央森林審議会の委員の任命にあたりましては、国会の承諾を必要としますか、しませんか。

○政府委員(吉村清英君) 必要としません。

○天田勝正君 私もそうだと思うから、なおさら私はさっきから中央の、また都道府県の審議会委員についても心配をするので、現実これに似通ったことはあるのです。これは全部とは言いませんけれども、とくに住宅地というものが開発される際における、ずいぶん末端における農業委員会の委員すら、ほとんど今日疑惑に包まれているというのが現実であります。もうすでに答えをいただいたあとでありますから、私が今こういっているのは質問ではありませんが、さようなことのないように、今中野政務次官が言明されたことは、まず出発が大切でありますから、最初の機会に厳重なる人選をされることを要望いたしておきます。

○小笠原二三男君 午前の最後に伺いました木材輸入の見通しですね。今資料が出てきたのですが、まあ、ただし書きもありすけれども、昭和五十五年には木材が二千二十万立米ということで、需要の関係は五十五年におきましては十億四百万立米ですか、国内の用途別需要量の見通しというものが出ていますね、そしてそれに対する供給の見通しというものが、きちっと在来輸入の二千二十万を入れて合うようになっておる。そうしますと、この木材供給量の見通しの国内生産が、これは幾らになりますか、六千六百万、それに対する二千万ですね、輸入が。大体三分の一近いものを輸入に待つということになります。国内生産の。これは非常に大きなウェイトを占めることになります。それでまあ順次伺いますが、五十五年までのところを十年ごとにあげられておるんですが、これが基礎になって国内の生産の見通しというものを、全国森林計画でお立てになるのですか、この数字を基礎として。

○政府委員(吉村清英君) この数字をさらに検討をいたしまして、長期の見通しというものを立てまして、さらに全国森林計画というものを十月までで作って参りたいというように考えておるのでございます。

○小笠原二三男君 それは外材価格の変動によって、輸入の出入りはあるにせよ、こういう輸入計画を立ててになったというところは、まあ見通したというところは、これはどっちが先なんです。国内生産の見通しが立って、外材をこれだけ必要とするという考え方でこの見通しが立てられたのか、先ほど同僚委員も問題にしておられたとおり、輸入がもうかるといって、自然的に業者の輸入が積算されたものが八百五十万なら八百五十万だった、それらの推移を見ればこの程度だろうというふうにはじき出したこれは外材の輸入量なのか、どっちが先なんですか、これは。

○政府委員(吉村清英君) 両々相待ってでございますが、この輸入量につきましては、現在の実績、それからこの実績を生み出した昨年の緊急対策以来の事情、将来にわたっての事情等も勘案いたしまして検討したものでございます。

○小笠原二三男君 両々相待ってと言われども、どうも私はその点がわからぬ。片方がへこんだら片方がふくれるというところは、それは両々相待つことかもしれないませんが、そんなことを意味して言っているのではないだろうと思っております。たとえば素材生産量、チップ生産量とありまして、チップ生産量はこれはわかりまして、用途がはっきりしている。素材生産量の五十五年の六千六百万立米ですか、この需要の内容は大体どういふふうになっているという考えで六千六百万と出ているんですか。

○政府委員(吉村清英君) まず、三十二年を基準年度といたしまして、三十一年—三十三年の平均値を基準といたしまして、国民所得の年成長率を向こう十年間七・八%、それからその後の十年間七・八%、その後の十年間を五%、その後の十年間を四%、こういうふうに見まして、さらに用途別に二十年間を出してあります。パルプ、抗木、合板、その他の特殊用材及びその表にもあがっております輸出の各部門ごと以下推計をいたしまして、その後は一括して木材として推計をいたしております。一般用材とパルプ用材の需要は、国民所得との間に密接な関連を持しますために、構造式によって推計をして、その他は過去の需要度をそれぞれの質的判断等から推計を

いたしております。パルプ用材につきましては、紙パルプとそれから化繊用パルプとに分けて、三十二年度六百万九十万立方、三十五年度に千百万立方、四十五年度に二千二百七十立方、五十五年度に三千三百六十立方というふうな推計をいたしております。

○小笠原二三男君 すいぶん詳しいりっぱなものをもちになつていますが、われわれにはこんなべらっとしたものをい出して、それもよろこびます。しかし森林計画を立てる基礎になる重要な資料なんです。やっぱり親切に、審議を進めるためには積極的にそういう資料を出していただきたいと思っておりますね、お願いできますか。

○政府委員(吉村清英君) この資料でございますが、先ほどもお断わりいたしましたように、さらに検討を要する数字でございますので、実は控えたわけでございます。

○小笠原二三男君 基本問題調査会のほうで使っておる表とも、今耳で聞いただけでも見通しが違ってきますね、これはどういふわけですか。基本問題調査会はどこからとった資料を根拠にして基本問題の調査をしたんですか。皆さんで提出したものでなくて、客観的に独自に調査会がこういう資料を作ったのですか、その関係を明らかにしていただきたい。

○政府委員(吉村清英君) 調査会のはうの数字は事務局が作ったわけでございますが、この数字の違いは、国民所得の伸び率が違っていますので、こういうふうな違いができて参っておりますのであります。

○小笠原二三男君 そうすると、国民所得の伸び率いかんによつてはどうでも森林計画というものは変わってくるし、作務的にも動かすことができるということになりますね。どだい、じゃああなたが、私耳から聞いただけで

○小笠原二三男君 すいぶん詳しいりっぱなものをもちになつていますが、われわれにはこんなべらっとしたものをい出して、それもよろこびます。しかし森林計画を立てる基礎になる重要な資料なんです。やっぱり親切に、審議を進めるためには積極的にそういう資料を出していただきたいと思っておりますね、お願いできますか。

○政府委員(吉村清英君) この資料でございますが、先ほどもお断わりいたしましたように、さらに検討を要する数字でございますので、実は控えたわけでございます。

○小笠原二三男君 基本問題調査会のほうで使っておる表とも、今耳で聞いただけでも見通しが違ってきますね、これはどういふわけですか。基本問題調査会はどこからとった資料を根拠にして基本問題の調査をしたんですか。皆さんで提出したものでなくて、客観的に独自に調査会がこういう資料を作ったのですか、その関係を明らかにしていただきたい。

○政府委員(吉村清英君) 調査会のはうの数字は事務局が作ったわけでございますが、この数字の違いは、国民所得の伸び率が違っていますので、こういうふうな違いができて参っておりますのであります。

が、何年度は七・八%の伸び率、何年度以降は五%というた、その伸び率はどこで出したものを使ったものですか。

○政府委員(吉村清英君) 三先ほど申し上げるのを誤りましたが、三十二年から三十五年七・八%、三十六年から四十五年七・八%でございます。これは所得増計画によっております。それから、四十六年から五十五年、この十年間は経済審議会の日本経済の長期展望によったものでございます。その後二十年間は四%でございますが、林野庁において推定いたしましたものでございます。

○小笠原三三男君 基本問題調査会で使った資料は、その伸び率はどのものを使ったのですか。

○政府委員(吉村清英君) これは事務局当局におきまして統一的に予想をしたものでございます。

○小笠原三三男君 それでは、長官は二つを並べて見て、四十五年度まででもよろこびますが、どっちがほんとうの見通しとしては近いものであるとお考えですか。

○政府委員(吉村清英君) 私の説明したものが近いつもりでございます。

○小笠原三三男君 ところが、基本問題調査会のはよりは、あなたのほうで出しているものよりは、上限、下限というふうな、こう二通りに試算していただけますね。それで、この上限でさえも七%と押えて、その次が五%、その次の二十年間は四%と押え、下限では六%と押えているのですか。ところが、こっちは七・八%と押えている。七・八%のほうは確実だというふうな長官はおっしゃるのですか。それは今の

池田内閣の考えている、われわれに示しているものが七・八%です。と、こういふ十年計画の見通しというものは訂正されていないのですか。年度間においては直っておりますのか。三十七年度なら三十七年度の生産の伸びをぐっと押えた。そういうふうなこと、所得関係のほうの伸び率も押えるというふうな引き締めている点がないのですか。

○政府委員(吉村清英君) 私どももいたしましては、長期の見通しにつきましては変わっていないというように考えているのでございます。短期的にはやはり変わることもあり得ると思っております。

○小笠原三三男君 それではひとつ、何も文句をつけるのではないのですか、基本問題調査会の出しているものとあわせ見ると、資料としてひとつお出し願いたいと思うのですか。

○政府委員(吉村清英君) 私どもも問題、外材の輸入の問題に移ってですね、これのほうの輸入は、日本経済の成長率ということもあるし、自然輸入の実勢ということもあるし、両者かみ合せてこういう結論が出たともいわれおられますが、しかし、今言うような見通しの上からその木材供給量の見通しというものを立てているわけですから、木材需要量の見通しというものにマッチするように供給量の見通しというものを立てているわけですか。したがって、先ほどの御説明の二千万立米という外材の輸入というものは、五十五年度において、これは計画に上こうでなければならぬという数字じゃないのですか。実勢ではなくて、日本としてこれだけのものを必要

とするという立場でこれははじいたというものになるのではないですか。需要の見通しで国内生産の供給量の見通しというものを立てる際に、引き算なり足し算で、ただ簡単に二千万立米というものが出てきたと、こういうのではないのですか。これは、実勢なんていうものは実際は考えていないんじゃないか。

○政府委員(吉村清英君) すでに三十二年の実績において八百五十万をさらに突破するような実績も出ておるわけでございます。私どももいたしましては、先生の仰せのような、こうあるべきであるという考えも持ちますと同時に、持つて参る可能性もあるという考え方でございます。

○小笠原三三男君 では、この部分は少し詰めて御質問いたしますが、木材需要量の見通しというのと木材供給量の見通しというのと、どっちが全国森林計画については一番初めに基本として大事に取り上げられる問題になるのですか。どっちですか、これは。

○政府委員(吉村清英君) これはもう需給でございます。どっちというよりもなかなか申し上げかねるかと思うのでございます。もちろん森林の生産力というものにも限度がございます。また、需要の面におきましても、推計というものから出てくるあれがございます。したがって、これは両方が基礎になって全国森林計画が出てくるというように考えております。

○小笠原三三男君 ではやはり常識的に、何年度までこれだけの木材の需要量がある、それをまず第一段階に想定する、それに間に合うように、木材

生産のほうについては、これこれのものをかさねてはならない、それには造林のほうの計画はこれこれにしておかなければいかぬ、こういうようにお聞き出されて森林計画というものが立つていきわけですか。そういう意味で、この木材供給の見通しという、素材生産量、これだけは確保できる。木材生産量なんというものは切らなければ生産にならぬのですから。また切らぬ立木がなければならぬのですから。ですから、限度があります。ですから、この木材供給の見通しというものは、ただそらばんずくで、需要量に對して見通しとして打ち立てられるということだけでなくて、積算されたものが供給量として出てこなくてはいかぬのだと思っております。この内容は積算されたものなんですか。

○政府委員(吉村清英君) そうでございます。積算をして参った数字でございます。

○天田勝正君 ちょっと関連。さっき小笠原委員が質問されたのがこへ出てきた。今それを続けておられると思うのですが、一つはラワン、これは材質をいって、あとはソ連材、米材と、土地のことをいっておるのですか。私はいから聞いているんですが、特殊材ともいうべきチークであるとか、シロレオとかクローレオとか、あるいはマホガニーとか、そういうようなものは今どのくらい輸入があるのですか。それはまた全然勘定に入れないほどの数量ですか。特殊というが、そういうものはどういふふうになっておられるのですか。今御質問になっておられるラワン材の中でも入っているのか、入って

いないのか。入っていないと思うのだがね。

○政府委員(吉村清英君) チークでございますが、三十六年一月から十二月に二千五百四十立方入っております。それから、インセンシダーが一万四千二百立方でございます。桐が二千七百四十立方、リクナムバイターが八千六百立方でございます。以上、こまかいものがそういうことになっております。

○天田勝正君 これは今私が上げた、何かマホガニーとか、あるいはまたシロレオとか、クローレオとか、そういうものはどこに入っているんですか。

○政府委員(吉村清英君) その他のおの他というのは、私どもの集計しておりますものでは、三十三万立方あります。ごく少量の部分でございます。

○天田勝正君 あなたが今名称として上げた……。

○政府委員(吉村清英君) その中には入っております。そのほかでございます。

○天田勝正君 数字はわかりました。が、これらは、将来の見通しは、生活程度の上がるに従って、むしろ需要は加速度的にふえる筋のものだと考えられます。すけれども、これは常識的にその将来の見通しについては、今小笠原委員が質問されておられる点については、そう考慮するにはあたらないという見通しですか、どうなんですか。

ポード、あるいはパーティクル・ポードの上に張って使うということがふえてくるのじゃないかと思ひます。したがひまして、これをソリッドのままを使うという事はだんだん減ってくるのじゃないかというように考えておられます。

○北村 今こういふ数字が出て参りましたので、私はお伺ひしたいのですが、三十五年度の素材生産というのが四千四百五十万立方というので、そして五十五年には六千六百七十立方、こういふような素材生産の伸びが、ずっと経済の伸びで出ているんですけれども、ところが一面御配付になりました資料の六ページの二十六年度以降の立木伐採量という資料を見ますと、昭和二十六年度の伐採量が七千八百六十四万九千立方というので、三十五年度が七千五百九十七万立方です。二十六年よりも三十五年のほうが伐採量としては減っておる、逆に、林野庁は三十年から林力増強計画ということで計画を立てて増伐ということをやっているはずなんです。ところが、まさしく三十三年度からは若干伸びておられますけれども、この十年間における伐採量の状態を見ると、ほとんどふえておらないですよ。どういふ計数でやっているか知りませんが、これも、とにかく実績は十年前の昭和二十六年の数字と三十五年の数字とは、逆に三十五年のほうが少ない。それから、まあこの点で国有林は飛躍的に増産になってきています。ところが、民有林は逆に減ってきています。昭和二十六年から三十五年を見ますと、二十六年が六千五百七十万立方に対して、三十五年は五千六百

二十万立方です。民有林の生産というものは伸びるよりも減ってきている、現状においてずっと減ってきているのです。こういう状態なんです。そういう中で、経済の成長率云々と、こういう長期計画を立てておられるけれども、実際問題としてこの素材生産、先ほどの立木です、これを素材に直すという、七割かなんかかかってこの数字が出てくるのだらうと思ひますけれども、とにかくこれは二十年後には大体一・五倍ぐらいになる、七十五年で二倍半ぐらいになるのです。そういうふうな飛躍的に今後いくんでしょうけれども、二十年、三十年といふものを見ましたときに、従来の実績からいって、一体こういうふうな成長の伸びというものがどのぐらいのかどうかというところについて非常に疑問を持つわけなんです。したがって、私もこのようにいうような長期の見通しといふものを立てられた場合に、従来の実績からいって、これは可能性的ある計画なのかどうかという点について相当な検討が必要にやります。要がある、そうでなければ、今の形で増伐、増伐という形で今後いくんから、将来の資源関係において、まあこの前から長官はる心配ないといふことを説明されておられるけれども、やはり具体的に数字的に、これはこういうふうな生産性が上がって増伐が可能なんだというのを立証してもらわないといふと、過去の実績から推し量ると、私も木材の増産ということがどう簡単に行くものとはなかなか考えられないのです。ですから、私もこの昭和二十六年から三十五年までの約十

年間の実績というものを、今後の見通しというものを、関連がどうもわからないのです。したがって、こういうような長期の見通しというものを私も無条件に賛成していいのかわからない。ところが、やはり具体的な数字を出さなければ、ありません。十月十日の数字、あれは立証するものが出来た。それからこれは立証するものが出来た。不安なわけなんです。だから、私は先ほどから、当初からこの点をやかましく言っているのですが、どうしても実のあるような審議の形にならないので、非常に遺憾なんですけれども、この二十六年の実績、あなたはこれからの需給の見通しを見て、だれが見ても常識的にいってこれはあれですよ、こんな生産がどどんといくものかどうかと、心配は、これはだれが、しろうとが見てもすぐわかることです。そういう心配といふものをやはり立証してもらわなければいけません。それから、ここで木材の需給の見通し等も出まして輸入等の見通しなんかも出ておられますけれども、この基本問題調査会の答申案によりまして、昭和五十年くらいまでは輸入の見通しは約八百萬立方です。ところが、これは二千万立方です。そうすると、そこで千二百万立方の差が出てくるので、したがって、千二百万立方国内生産でおぼつかないのだなという感じがする。どうしても飛躍的に基本問題調査会の数字よりも、さらに今後の見通しといふものは、生産量でも需給の見通しといふものは数字が高いのでありますから、どういふことなのか、何か輸入のところで理め合わせなければならぬといったような感じがとたんに

起るのです。ですから、これは数字がなくて申しわけないけれども、何とか通して下さいと言わなければならない。やればやるほどわからなくなってくるのです、私も。だから、ちょっとこの出た数字を見ただけで、数字的にいうと非常に私も心配にならざるを得ません。小笠原委員の関連質問でございまして、こういう実態にあるのに、自信は何ん聞いても同じですから、あまり答弁は要りません、要りませんが、常識的に見て私も非常に不安な計画だと、このように感じました。この点だけ申し上げておきたいと思ひます。

○小笠原三三男君 それでまた同じことをお尋ねするようすけれども、先ほどから言っておる木材の供給量の見通しにつきまして、輸入量といふものは、国内生産が、これが見通しなんだ、確保できるという点については自信があるのです、とおっしゃる。ところが、基本問題調査会のほうでは、さっきも言うとおりの二表出しておりまして、B表のほうでは今後十年から二十年の事業を可及的に充足すべく、これらの諸施策に対し積極的な計画を樹立し、これが遂行された場合の供給可能量の見通しである、という建前でお出の統計表が、こんな膨大な数字ではないです。もう三十五年度から全部違っている、十年ごとにとったものが、七十五年度ではチップまで加えて七千八百万石、国内の生産量は、一億二千三百万立方メートル、輸入を除いて、ずいぶん違うように思ふのですが、これはチップを入れて数えたのですが、私は基本問題調査会が種々検

討して、そうして基本問題調査会が掲げているような諸施策を積極的に実施して、なお可能な限度がこれだといふふうに出ているものと、長官が自分は自信を持つのだというのと、これほど違うといふことは考えられない。○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、この後私も蓄積の推移等につきまして検討をいたして、改訂期の短縮あるいは造林の合理化、たとえばすでに何回か申し上げましたが、密植、早生樹、林地肥培、それから拡大造林を進める。これも人工林を八百万ヘクタールから一千万ヘクタールに伸ばすということもあわせて検討いたしました結果、現在におきます適伐以上のストックと申しますが八・七倍程度あるわけでございます。それが民有林におきましては昭和六十年程度におきまして一年、二年足らずということに落ちますが、その後蓄積が回復し、成長量が回復して、伐採が可能になってくる。国有林におきましては、これはさらに背水の陣をしいてやっておるわけでございますが、現在の適伐以上の蓄積というのが三倍余りございまして、これが昭和七十五年程度に最低になりまして、このとき一部三十七年度程度のものも伐採する必要が出てくるかと思ひます。そういうことによる漸次回復をしていくという見通しを立てておるのでございます。

○小笠原三三男君 まあ、これは何べん押し問答したところで長官の自信にはわれわれ打ち勝てるものではないから、この問題はこの辺でやめますが、かりに計画増産ができないということになれば、需要の見通しはこの現在の

政府が考えている以上に伸びる点があるとも考えたりすれば、あるいは足りないという問題が起るかもしれない。このままでは、国内の計画生産が落ちてくれば、見通しどおりにならなければ、外材の輸入量がふくれるということになるわけですね。そうすれば、やはり午前にも申し上げたのですが、外材の輸入という問題は非常に今後の国内需給の問題、あるいは堅実な森林計画を立てていく上に重要な問題を含んでいると思う。そこで、ここにお示しただいた資料で見ますと、三十七年度がソ連材を二百五十万立米入れるという形のもの、もう三十七年たつて、四十年には倍以上の五百五十万立米入らなければならないというところになっておる。他のラワン材あるいは米材などの輸入よりはるかにソ連材に依存する度が大きくなっている。ですから、午前にも申し上げたんです。ソ連材に依存する計画は、見通しとして三十七年度に倍以上入れるという状況であれば、十年、十五年後においてはなおのことこれはソ連材にたよるよりほかにないという問題になる、そう見通される。そうしますから、これに円滑な輸入ができるように、ソ連材そのものについても真剣にお考えにならなくちゃならぬ問題が起ってくると思う。で、一般に外材の輸入全体を、午前中の御答弁ですと、業界の自主的な協議会形式のものによる調整等で行なうのだ、ソ連材についてもその方向に運びつつあるやの御答弁だった。この際、これは国が一括して、ほんとうに国民の住宅問題であり、工業の問題であり、基本になる木材需給の問題にからんで、政府みず

からがこれらの問題を扱うというよりな構想はあるのか、お尋ねしたい。もともと、さっきも北村委員がおっしゃいましたが、木材価格が騰貴する。それは不足のためという点も原則論としてはそういうことを言うとして、その対策としては国有林の増伐に待つ以外にないという状況、しかもこの国有林というのは国民の財産であり、この増伐等によって辛うじて需給の調整をはかるといふような状況、こういうふうには国民自身の財産を出してよりやまかなおうというふうな、非常にこの施策に関するウエイトが大きいのです。一方、業界は木材の上がりが下がりそれぞれに沿うて、投機的な売買等による法外な利潤を得る、こういう状況もそういう場合には見られる。であるなら、国内生産については国が責任を持ち、需給についても相当責任を持っておるとすれば、輸入の問題だけを放置するのではなくて、国みずから国内生産の需給に見合せて実際タツチして調整に当たるといふような、俗にいえば公団的な構想があつてもいいように思う。国だけが、ある場合には全く苦勞も損もして、国民の財産というものを放出する。一方、その間隙に乗じては、業界が利潤を得ている。それでなおかつ庶民的な立場に立つと、住宅建築が、建設費が木材値上がりのために高くなって、そういう住宅建設が停滞する。どうもこの点を考えると、根本的に政府はこの点についてお考えにならなければならないのではないかとも思うし、もしもこの計画生産が誤るとなると、なおその種の外材依存の問題が高率を増してくるわけですが、率上がるわけですから、何

かこれらの点についてもお考えになる必要があるように思われる、御所見を承りたい。

○政府委員(吉村清英君) 私どももたいして望ましいことは、やはり輸入商社それぞれが、自主的に上手なと申しますか、計画的に輸入をしてくれるということが理想だと考えておりますが、御指摘のような、現在の国内の木材情勢というものを考えますと、きには、はたしてそれだけでいいかどうかという点も、私も真剣に考えなければならぬと考えております。で、公団あるいはそういう機構がどうかという点については、ソ連材あるいは米材等については、そういう点について、まだ十分な結論をどういふ方向へ進んだのかがいいかという結論を得ておられません段階でございます。

○小笠原三三男君 今ソ連材の問題が出ましたが、午前中にもお話のように、各商社間の競争によって非常なマイナスの部分があることは、これは周知の事実です。それは窓口が向こうは一つ、こちらは多数というところから起つてきたことと、国柄が違うということなどですが、そういうことに対して、やはり日本も窓口を一本にして、長期の貿易契約ができるような、協定ができるような、そういう措置が望ましいようにも思われるのですが、この点はどうか。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、通産等関係方面とも十分協議もいたして参っておりますが、そういう段階でございまして、ただいま

にわかにかうという結論を得られない状況でございます。

○小笠原三三男君 それでは河野大臣は、将来のこういう需給の見通しの上で立てた森林計画が立てられ、それを推進することとして、こういう外材依存度が高くなるという点に対応する施策はどうかあるべきかということをお考えになっておられるのですか。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては大臣も、先ほど私が申し上げましたように、最も望ましいことは、この自主的な商社の活動によって計画的に入ってくることを期待するというお考えを持っておられるようでございます。

○北村委員 私はいろいろ聞きたいことがありますが、今ちょうど需給関係の問題に入りましたから、これに関連してお伺いいたしますが、私は先ほど心配したように、従来の伐採の実績からいって、今長期見通しというふうな形で出されている需要供給のバランスをとる意味における長期計画というものを、この見通しを立ててやるというのでありますが、これに基づいて農林大臣が全国森林計画を立てる、こういうことになるわけですが、基本問題調査会の答申案におきましても指摘せられておられるところは、国有林の資源温存と、比較的大きな山林地主の切り惜しみ、こういうものが林業の発展の上で大きな阻害要因になっておるといふことと、なっております。ところが、そういうような問題が指摘せられているのでありますけれども、一体この長期見通しを立てた全国森林計画を立てたならば、それがこの計画に合うような需給というふうな形で供給面の生産が伴

てくるような法的処置というものは、一体行政力なり何なりというものは、全然この法の改正の中にはない。ただ指導をしていって、そうしてやっていくんだ、こういうことになっていくのでありますけれども、一体こういうふうなことで農林大臣が作り出す全国森林計画というものが、この計画どおりにいくような自信というものがあつたのか。また、法的にその全国森林計画が実施できるような措置というものが、法的に講ぜられておらないようでありませぬけれども、こういうもので、その計画どおりの計画が実施できる、こういう自信を持っておられるのか、どうなのか。この点については私は非常に疑問に思っていますので、まずお伺いしたい。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、やはり私も行政に携わります者の熱意と努力、それから森林所有者自身の自覚、これに待つ以外にないと思つておられるのでございます。それで森林所有者が御指摘のように、資源を財産保持的に保持しているだけで、その見通しが立てられるかどうかという問題につきましては、ごく最近の情勢といたしましては、かなりそういう方向に、私も森林所有者がまだ全部とは申し上げられませんが、向かってきているように考えているのでございます。助成、あるいは融資、指導、そういうことを十分に実施をいたしますと同時に、森林所有者自身の森林経営の意識と申しますか、そういうものの自覚をもって進めさせていくという点に努力を注がなければならぬと考えております。

○北村暢君 ところで、大臣の作る全国森林計画というものが実施できるか、できないかということ、それに見合せて知事が地域の森林計画を立てる、こういうことの建前になっておりますけれども、実は個別の森林計画というものは全然切り放されている。今度の森林法の改正では、意識的に個別森林計画というものは切り放しているわけですが、したがって、今そういうふうな説明があつて、まあ指導もなるべくうまくいきそうなるかなんて言つておられますけれども、この基本問題調査会の答申案でもはつきりしているのですが、今までの森林計画というものは、上から下へ監督的にやってきました、そういう森林計画、そして伐採許可制度というものをとつて、そして森林計画の、収獲の保続というふうな、こういう面ができるような形に実はなつてゐる。これを改めて、今度こういうような改正案になつて出てきたのですが、この資料を全部見まして、この基本問題調査会の答申でいっている、上からの森林計画じゃだめだ、個別のやはり農業の構造改善なり、林業の構造改善というふうな意味からいって、下から積み上げた森林計画でなければいけない。こういうことをいっているのですが、今あなたからもらった資料の中で、一体この上向きになつてゐる線というものはどれだけあるか、ただ一つ伐採の届出というやつが森林の所有者から上へ向かつておる。それから知事から大臣への報告。この二つだけです、上に向いてゐる線というのは、あとは全部、幾つありますか知りませんが、ずいぶんたくさんありますけれども、上から

のみんな通知だ。上のほうから下へ指示、通知という形でおつてくる。こういう形になつてゐるのですよ、これは。これでは、森林計画というほんとうの形にならない。で、欧米先進国のいろいろな例を見ましても、個別の森林計画が知事の認定を受けて実施しているというものがたくさんあるのです。個別森林計画というものが、知事の認定を受けてゐる。そして合理的な経営がなされなければならぬ。そういう観点から、森林計画制度というものができてゐるところがあるのです。現実には、それはなぜかといへば、経済に寄与するという点はもちろんです、森林そのものの性格からいって、国土保全、公共性というものは、それが自分で持つておる。したがって、知事が相当やはり私権にまで干渉をして、計画というものについて認定制をとつてゐる国がたくさんあるわけですね。にもかかわらず、今度の森林計画では、個別森林計画と知事と大臣のつける計画とは、何らの関連性を持つておらない。断ち切つておるわけですね。それは基本問題調査会の答申でいっている森林計画制度の意思というものは、全然無視されておる、こういうふうに思ふのです。中央森林審議会に提案をする林野庁の最初の原案には、それがあつたはずだといふふうに聞いておる。それが中央森林審議会にかかつたところが、その個別計画というものは消えてなくなつてしまつた。そして中央森林審議会の答申案というものは、この個別計画というものはないままで答申がされてきてゐる。それが今度の改正案になつてきてゐる。こういう実態です。私は最初に言つたのは、

一体この基本問題調査会の答申案を尊重するのか、中央森林審議会の答申案を尊重するのか、どっちを尊重するのだ、どっちも尊重します、という答弁だつた。そしてまた、委員も同じ人が出てゐるのだから心配ございませぬ、というふうな説明であつたやうでございませぬけれども、これは明らかに違つたのですよ。基本問題調査会の答申案の考え方は、やはり下から積み上げた計画でなければ、林業の構造改善にはならない、今こういう考え方に思想的にはなつておると思ふ。ところが今度の計画は今申したように、この下からの個別計画というものと、知事なり何なりが作るものとはこれが切れてゐるといふところに、私も非常に割り切れぬものを感ずるのです。一体これで基本問題調査会の答申案を尊重して、計画制度を改正した、こういうふうにとれるのですか、どうですか。この点を明確に答弁していただきたい。

○政府委員(吉村清英君) この点でございませぬが、今回の森林計画制度の改正におきましては、この個別経営計画との性格上の違いから、個別経営計画というものを法律の上にあけてございませぬが、先生の先ほど仰せの、諸外国におきまして知事認定等にかわりますものといつたしまして、地域森林計画の活用といふことを考へておるのでございませぬ。それで個々の森林所有者等に、その範囲内で自由な計画を立てて、これによつて林業の経営の計画化をはかりたいといふように考へておるのでございませぬ。

○北村暢君 今の知事の作る地域森林計画というものは、これはここにもありますように、非常にばく然たるものですよ。一体このばく然たる計画が、下へおつて、割当でもすればどうだか知りませぬけれども、これはそういうふうな形に私は簡単にはならない、こういうふうに思ふのです。したがつて、今度のこの長期の見通しからいきました、需給の面からいつても、林業の政策的な面においては、非常に施策というものが重要性はわかるわけなんです。ところが、これがわかるがゆえに、私は先ほどから言つてゐるように、過去十年間の実績の中で相当な施策をやつてきて、そして計画制度等も、この図でもわかるように、どちらかといへば、前の案のほうがこれは地についてゐるのです。どうも今度の知事の立てる地域森林計画のほうが、森林所有者のほうからいへば、遠くなつてゐる。この図を見たらつては、はつきりしてゐるじゃないですか。上のほうはずつとまばらにいつちやつちやつと、下のほうはびしといつちやつちやつと、この図面に現れてゐるとおるんです。そういう性格のものなんです。それをどんなに答弁しても、今、長官が言つてゐるように、知事の作った地域計画に基づいて、そしてそれを尊重して、個別に大山林所有者も市町村も、そういうふうな形をやつていくのだといふようなことを言つてみたところで、こんなもの実行できないですよ、おそらく。私はそう見ている。それほど計画性をもつて近代化されているような林業だつたら、今日林業の問題なんて起こらないですよ。私は、そういうふうな目ざめた林業の経営なんというところに、今日まだなつておらぬと思ふ。これは盛んに前からいわれてゐるよう

に、資本主義に全然なつておらぬと言つてゐるんです。今はもう資本主義は下り坂なんです。それくらいおくれゐるわけなんです。おくれゐるものを自主的な意欲によつてだの何だのと言つてみたところで、そんなことにならないです。これは、私はずう思う。したがつて、これでは今、皆さんが予定をしてゐるこの需給計画なんというものは、てんでこれは、もう三年か五年たつてばまた修正しなければならぬといふようなものができるのじゃないか、私はこういうふうな思ふので、それともう一つお伺ひしたいのは、この全国森林計画に基づいて、知事は地域の森林計画を立てることになつておる。ところが、この地域森林計画といふのは、前の基本計画の区域、いわゆる流域といふものを主体に考へておる。流域といふものを考へる場合には、これは当然知事は、その流域——上流から下流まで一つの県というところは、これは当然知事は、その流域を主体に考へないわけなんです。一体、流域を主体に考へたこの計画というものは、知事が地域の計画を立てるといふのだから、一つの流域であれば三人か四人、三県の知事が協議しなければ、大体この計画というものはできないのじゃないかと思ふのです。一体そういう点は、どういふふうに考へておられるのですか。こういう一つ一つの流域で、一つの県でできないようなものは、これはやはり国が計画を立てて調整をはかるといふ思想が、行政の一貫した流れだと思ふのです。したがつて、こういう流域に関連する、二県、三県にまたがるような計画を立てるのに、知事にこの計画を立てさせる権限を与えてゐるといふこと

は、一体どうやってこの計画を作るのか。こゝろ辺のところは、行政と政策が混乱しているのじゃないかと私は思うのですが、そういう考え方でいいのか。したがって、前の森林基本計画区というふうなもの、これはやはり農林省が立てる、農林大臣が立てる、こういうことになっておったと思うのです。そういう思想だと思ふのです。そういうことが一体今度の森林計画の中で、どういうふうな考えられておったのか、この問題の解決はどういうふうなされるのか、この点は非常に疑問のあるところなんでお伺いしたい。一つの、隣の県と隣の県の知事の意見が合わないという、計画がでないようなことになるのじゃないかと思ふのですがね。その場合の調整措置というものは、一体どういうふうにとられているのか、法律的にどうなっていますか。

○政府委員(吉村清英君) 森林計画は、県内の地域を、流域を主体にして教員に分ける、こういうことになっておりまして、現行の考え方は変わっておりまして、現行の考え方は、資源の設計と申しますか、計画の単位を大きくしたということになるかと思ふのでございますが、全国森林計画におきまして、都道府県の内訳も出てくるわけでございますが、その過程におきまして、都道府県間の調整というものを考えられてくるかと思ふわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、全国森林計画というのは各県別にこれは作られるのですか、そうしてその各県別に作られたもので、県知事が地域森林計画を作る、こういうことになるのですか、それまで詳しいものを全国森林計画として作るのか作らないのか、そしてまた今言っているように、この流域というものを私は単位として計画を立てるといった場合には、必ずこれは数県にまたがる問題が出てくるかと思ふのです。この前の森林法の基本計画というものは、いわゆる流域別にやっておるので、基本計画は二百何百かあったと思うのですが、これは主要河川についての流域別の保護ということを考えて計画ができておったはずだ、それを今度県に移すのですから、この思想というものは私はやはりくずれるのじゃないか、流域別にやるとするのだけれども、自分の県だけしかやらない、こういうことになるでしょう。したがって、流域全体について、信濃川、信濃川というのは新潟県と長野県にまたがっておる、こういう流域の保護なりなんなりというものを考える場合に、両者の知事が協議しなければ当然できないことになるのじゃないですか、それは、流域ごとによるのは全国森林計画でやるのであって、知事は自分の与えられただけやればいいんだ、こういうことになれば、これは流域の思想はあるけれども、それは全国森林計画でやるのであって、知事は流域の観念でやるのではない、自分の割り当てられたものだけやればいいんだ、こういうことになるのじゃないですか。しかし、そういうことには私は地域森林計画というものはならないのじゃないか、こういうふうな感じののです。やはり流域を単位として計画というものは、両者間の知事というものは協議しなければ、やはりこの計画というものは成り立たないのじゃないか、このように思うのだが、その調整措置というものは、この法律を見ると、どこにもないようですが、一体そういうことは支障を来たさないのかどうなのか。今言ったように、各県の流域ごとの全国森林計画を立てるということになるという、前の基本計画について、ものを、全国森林計画で立てるといふのと私は同じでないかと、こういうふうに見るのですが、この図面を見ましてもそういうふうにはなっていないです。基本計画に相当するものは、前の実施計画ですか、こういうものを合わせたようなものが、地域森林計画として知事がやる、その上に全国森林計画というものがあって、全国森林計画というものは流域別にこまかく指定するということになる形にはならないのじゃないかと、このように思ふのです。したがって、そこら辺のところはどうも先ほどの答弁では、ちょっと理解しきれないので、ひとつその点をもう一度御説明願いたい。

○政府委員(吉村清英君) この県ごとの調整でございますが、この点につきましては、この全国森林計画に沿って、たいような事情のあります場合には、この自治法の百四十六条によって指示もできるようなになっております。また、御指摘のような二県以上にまたがる計画の各県間の協議ということも必要になってくるかと思ふますが、そういう調整につきましては、それぞれやはり御指摘のようにならなければならぬと思ふので、やっております。

○北村暢君 やっていかねばならぬと考える、それは法律のどこにあるのですか。これは計画を立てるときに、知事の責任でやるので、協議するといふようなことはどこにも書いていない、書いていないと思ふのですが、したがって、私は数県にまたがるような場合は、根本的にやはり保護というものを考える場合に、数県の知事がやはり協議をしなければ、森林計画を立てる場合に協議をしなければならぬというふうには私は思ふのです。全国森林計画で流域別に、もしかりに立てたとして、その割り振りまで、林道はどうすれ、造林はどうすれ、それから治山の施設なりなんなりはこうすれ、県までこまかく割れば、割ったものは県ごとに割って、全国森林計画が出れば、これは県がそれを守ればいいだけのことで、それはそれでいいと思ふます。しかしながら、そういうことにはならないのじゃないかと、この感じをするのです。一つの基準というふうなものを示して、そうして、県知事が地域の森林計画を立てる、こういうことになるのですから、ひとつ治山なら治山の問題についても、流域というものを思想統一したところの知事の計画が、これは各々が自分で立てても、それは全国森林計画で注意をしたら、通知を出したり、指示をしたり、こういうことができるだけであって、これはやはり利害関係が出てくるのですから、上流と下流では、知事というものは、これはもう当然出てくるのです。水の問題からなんからいって、利害関係は、上流の県と下流の県では非常に利害関係というものは違ってくるのです。そういうような点からいって、森林計画の場合でも当然知事が立てるといふことになれば、自分の県に都合のいい案を立てるに相違ない、それでは国土の保全機能というものを、持つ点からいって、私は非常に欠けたものが出てくるのじゃないか、こういうふうな感じののです。したがって、これは法律の中でやはり一つの地域計画というものを立てる場合には、必ず知事なりなんなりが編成にあつて、計画を立案するにあつて、協議する機関というものは、やはり事前にやるべきこと、こういうふうな思ふのですがね。そういう規定がないのです。よ、これにはね。したがって、なくてもやればいじやないかと、いうことになるのですが、そうなれば、森林計画制度というものについて、根本的な考え方として私は、そういう点が何か抜けているのじゃないかというふうな思ふのです。したがって、この全国森林計画の作り方いかんによると思ふます。しかし、各県のそういうものまで具体的には私は全国森林計画というものは示さないのじゃないかというふうな思ふますので、流域別に、しかもそれを県別に割って、そしてこの計画を立てる、こういうことに森林計画がなつていけば、それは非常に知事としては自分に課せられたものだけやればいいのですから非常に簡単なふうになるだらうと思ふ。その問題があるのでありますけれども、何かしら法文読みましても、思想的なものを見ましても、知事が流域というものを考慮して計画を立てるのだ、こういうことになっていようですか、それだつたらばこれは当然協議制度というものが、ないという、ちぐはぐな計画ができるのじゃないかと思ふのです。

○政府委員(吉村清英君) その点につきましては御説明を申し上げますが、全

国森林計画におきましては、当面十カ年間にあつては、都道府県別の内訳として次のような事項の計画をすることにいたしております。

森林の立木地区の伐採に関する事項といたしましては、国有林、民有林別の伐採立木材積、それから標準伐期齢あるいは利用伐期齢の決定の基準、それから森林資源の造成及び国土の保全上伐採方法を特定する必要がある森林の決定基準、それから造林に関する事項といたしましては、国有林、民有林別に人工更新、再造林、拡大造林別に考へておりますが、天然更新別の造林面積を掲げたいと思つております。また、造林樹種の決定の基準、それから森林資源の造成、国土の保全上造林方法を特定する必要がある森林の決定の基準、それから林道の開設等の、林産物の搬出に関する事項といたしましては、国有林、民有林別に種目別に開設改良計画、林道の延長開発対象面積、蓄積というようものを掲げる考へております。搬出方法を特定する必要がある森林の決定をする場合の基準というものを考へております。また、保安施設に関する事項といたしましては、国有林、民有林別に、またその種類別に保安林の整備面積あるいは国有林、民有林別の保安施設事業の種類別の数量その他というふうに、こういう事項にわたりまして府県別の内訳を掲げまして計画といたしたいというふうに考へておるところでございます。

○北村 幡君 その点につきましては、はつきりしてないことは、農林大臣が定めるにいたしても、知事の意見を聞いて、主として流域ごとというふうなことで考へておるようでございます。

すが、森林計画と基本計画区ですが、前の。そういうふうなもので明確に区域というものがはつきりしておいたわけですね、前は。今度の場合はそういうものをばつきり設けるといふことにはなつておらないのですか。ですから、おのおの基本計画に従つてやるのだといったような感じじゃないかと思つておるのです。この点の法律規定があるのかも知れませんが、私が読んだ範囲ではちよつと気がつかない。ないような感じがするのですが、あればそういうことになるのかと思つておる。

それから次に伺いたいのは、先ほどの個別計画との関連問題ですが、私はやはりこの点どうしてもわからないうのですが、林野庁はすでに昨年度三十六年度ですか、三十七年度も林業の経営改善事業というものをやろうとしておるわけですね。これは農林の場合も農業構造改善事業というものをやるわけですね。やるわけなんです。これについては法律的な規定も何もない。ところが、構造改善事業というものはやろうとしておるわけですね。この構造改善事業と森林計画とはいかなる関係があるのか、やろうとしておるのだから、やることはやるのだが、個別経営計画というものは、この計画というものは切れておるのですから、したがって、今やろうとする林業経営改善事業で、今やろうとする林業経営改善事業ということになるようですが、構造改善事業といふことは、ことさらに言わなにかもしれませんが、農業の構造改善事業と同じ性格のものだろつと思つておるわけですね。それは一体今後の個別森林計画というふうなものとは全然無関係

なのかどうなのか。こら辺のところ、指導をしていくというふうに行つておるのですが、この構造改善、林業の経営改善事業というものが個別森林計画というものと考へておるのかどうか、この点のつながりの問題を説明していただきたい。

○政府委員(吉村清英君) この森林計画の目的を達成いたしますために林業の経営改善計画を実施をいたして参るわけでございますが、この根本になりましてはやはり個々の林業の経営でございます。これは間違ひはないと思つておるでございます。この個別経営を改善して参りますために林業の改善、経営改善事業ということも大いにやつて参らなければならぬというふうに考へておるわけでございます。

○北村 幡君 だから、大いにやつていくのはいいですが、それは森林計画と関係あるのですか、ないのですかということを聞いておる。

○政府委員(吉村清英君) 最初に申し上げましたように、この森林計画の達成のためにこういう事業をいたしますというわけでございまして。

○北村 幡君 どうもはつきりしないようですが、それはそういう意思があるなら法律に個別林業経営というものと関連させて、この森林計画というものは、はつきりいかにいかになせこの森林法の中でできなかつたのですか。それは個別計画といふものは切り放していいものでしょう、明らかに。この法律規定の中に個別計画といふものはどうする、こうするといふことは一つも出ていないでしよう。これは出ていないのだが、その森林計画を、知事が立てる森林計画にうまくいくような形で構造

改善、林業の経営改善というものを、個別の経営改善というものを考へていくというのだったならば、これは当然個別計画というものを関連させなければならぬと思つておるのです。その点切れておるというところは、どうもわからな

それからもう一つお伺いしたいのは、林業の基本問題調査会の答申案によれば、構造改善事業として、構造改善として自立経営林家といふもの、いわゆる農家経営の林業、家族経営の林業、こういうものをやるべきである、構造改善のためにこれが必要だということを書いておる。ところが、今度は全く別な考へ方で、林業は家族経営林業ではだめだ、企業的経営の林業でなければならぬ、こういう考へ方がある、そういう主張をしておる。その主張というものが、皆さんに今配付になりました林協協定であるとか、林業経営協議会であるとか、こういうところは企業林業といふことを非常に主張しておる。そして、家族経営林業といふものは、こんなものは成り立たないのだ、こういう意見があるのです。現実の問題として、一体そういうことの解決ができないから、個別経営と、知事が行なう地域計画といふものが結びつかない、その思想統一ができていないのじゃないか、そのためにこの個別計画といふものが森林計画に結びつか

○政府委員(吉村清英君) 個別経営計画と森林計画との違いでございますが、個別経営計画はやはり収益の最大を目的として、まあそういう目的が非常に大きく取り上げられると思つておる

でございます。森林計画とはそこに違ひが出てくるかと思つておるでございます。○北村 幡君 どうもそここのところが、まあ、実施計画というふうなもので違つておるのか、ちよつと意味がくみ取れないのでございまして、実際問題として、前の森林計画には基本計画と、実施計画と、実施計画、こういうものが一体となつて森林計画といふものが実施できるというふうな形をとつておるわけでございます。ところが、今度の改正案によると、全国森林計画といふものと、地域森林計画といふものがあつて、これがこの計画の実施といふものが一体どういふふうになつていくのか。末端の林業経営の中においてどういふふうになつていくかといふことはつながりがないんです。つながりがないんです。知事を作つた森林計画といふものがどういふふうになつていくかといふこと、またその知事が、かりにもしそういう個別のものまでやるということになつても、それを実施する、しないということについては何らの規制もなければ、何にもない、法律的に何にもない。知事が計画を立てるだけで、知事の立てた計画が末端でどういふふうに行なわれなければならないかといふことは何にもない。行政指導でやつていく、こういうことになつておるのでしょうか。森林所有者の自由な意思に基づいて個別経営計画を立てる人は立ててもよろしいし、立てなければ立てなかつたとしても、どういふことにはない。立てなかつたという規制も何にもない。そういう形になつておる。したがつて知事の立てた森林計画といふものが最末端で一体ど

ういうふうな実施されるかということについては何ら法律規制というものは無いんですよ、この法律の中にはこれは実施計画というものは無いんですよ。実施計画、もしそれを知事が立てたとしても、それを末端にやらせる機関というものは無い。知事のところで立てるだけです。少なくとも前の森林計画は、実施計画というものがあって、その最末の機関でそれは森林組合が何かは知らないが、また実効が上ったかどうかは別として、それを実施する機関というものがあつた。ところが、今度の計画にはそれが無い。それで行政指導だけによつて、知事の計画がうまくいくように、これは念願をするだけであつて、何らの法律効果はない。何かそれを規制するよきな条文なり何なりがあるんですか。したがつて、私のいいたいことは、こゝういふ計画だつたらば、計画なんか立てる必要はないのじゃないかと思ふ。何も計画を立てて、これがどういふふうな実施されるのか、何が何だかわからないよきな計画だつたら、法律効果というものは無い。政府が立てる、あるいは各県知事が立てる何カ年計画というよきなもので、法律でなくたっていいのだ、そんなもののできるんですよ。林業の何カ年計画というよきなもので、各県知事か、農林省なり何なり立てる長期計画に基づいて、この程度の数字的なものでやらない、やりなさいといわなくても、こゝういふものを参考にして地域的にやればいいじゃないか、こゝういふことになるので、政策面というものは織り込まれたところの計画というものはなつておられない。参考程度の数字を並べて、こ

ういうふうになつてから御協力を願いますという程度のもので、法律を制定する効果というものは私はないのじゃないか、こゝういふふうに思ふのです。したがつて、この法律の根本的な制定する趣旨というものがどうもはっきりしない。その計画されたものが実施されるならいい。実施される何らの保障のないことだ、行政指導だけによるそんなものだつたら、法律によつても何も計画なんて立てる必要はない、統制要覧みたいなものを配付しておけばいい、そゝういふふうに私は思ふ、極端にいいえね。そゝういふ程度のものでしかないと思ふのです。ですから、やはり私は末端の個別計画なり、県知事の立てます計画というものがどういふふうな実施されるかというよきところに林業の構造を改善する最大の要素というものがあつた。その最大の要素の今の林業政策の根本的な構造改善というものに結びつかない森林計画というものは何の意味をなすのですか、何の意味もないのじゃないですか、私はそゝう思ふのです。これで長官のおっしゃるようによき指導をして普及をさせて、その森林所有者の目ざめによつてその計画が実施される、こゝういふことでキリスト教の信仰みたいなことで、こんな増産だの何だのできるのですか、そんなものではないのです。だから、これは法律的な価値は私はないと思ふ、どうですか。

○政府委員(吉村清英君) この現行の森林区画実施計画、それから実施計画の伐採規制というものを中心にして立案をされ、また規制がされて参つたところでございます。この森林区画実施計画におきましてその他の部分幼齡林の伐採の規制をはずしましたその他の部分につきましては、この地域森林計画に盛り込みまして、それぞれ森林所有者にも通知をされることになつておるのでございます。で、これに沿つた経営が進められない場合に勧告と指導ということによつてこれを正して参つたといふよきように考へておられます。

○小笠原三三男君 閣下。私もお尋ねしたいと思つたのですが、最も国の将来なり、あるいは国土保全なり、いろいろの問題から望まれることは、この計画が実行されることなんですね。実行されることなんですか。ところが、北村委員も言つており、末端の責任者である都道府県知事に勧告権すらない。これは勧告権というものでない。そゝうして実施するものについても援助するものがある、援助をする、それも援助することに努めなければならぬ、ただそれだけ。このところは、私たちが何か文句を言つておるよきに聞こえますが、皆さんとしてこゝういふよきなところですか。それがこの程度にしか言えないという根拠、理由、これだけしか法律規定はできないのだ、これ以上は行き過ぎなんだ、何かそゝういふものが考へられておるのじゃないですか。やりたいことはやまやまでないのですか。皆さんとしても何か差さわりがあるのですか、その規制をするよきにいつてですね。この辺のところをお尋ねしたい。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、憲法にあります所有権の問題にも関係がございまして、非常に議論があつたところのように聞いておるとございまして、その当時の情勢といふよきに、前にも申し上げましたよきに、そのまま放置いたしておきまして、幼齡林の過伐にも、伐採にも非常な不安慮されるところがあるといふよきから、これが行なわれたいよきに聞いておるところでございます。現状におきましては、先ほど来実績の御説明でも申し上げましたが、さよきな不安慮されるよきな状態もなくなつて参りました。低くなつて参りました。しかも、なおかつ、一般の森林所有者等の造林意欲というものが、また、森林経営に対する意欲というものが盛り上がつてきたよきな現状においては、やはりこれははずすべきだといふよきな考へ方からこゝういふ措置を御提案いたしましたのであります。

○小笠原三三男君 私の聞いておることは、伐採だけのことではない。結局、造林なり林種の転換なりそれぞれ国の立場によつてやつてもらいたいところをやれというか、結果としてやらざるを得ないよきな、そゝういふ規制を加えるよきことが望ましいと思ふのですか、思ふけれども、現行憲法上いろいろな建前でできないならできないのだといふことを明らかにしていただくよきか。やらなくてもいいといふよきか。自由裁量にまかして勧告だけで十分やれると思つておるのですか。

○政府委員(吉村清英君) その点でございますが、この森林法におきましては、全部手放しということではないのでございまして、御指摘のよきな点につきましては、保安林につきましては、これは代執行もできるようにいたしております。したがつて、制限はなるべく最小限で、自主的な経営によつて成果を上げて参るといふ考へ方でおるのでございます。

○小笠原三三男君 まあ、本論のほうに戻しますがね。私もあとで申し上げようと思つておつたのだが、保安林といふのは、国が保安林と俗にいへば、指定してしまえば、あらゆる制限が法律に基づいて行なわれるのですよ。ところが、一般の森林についてはそゝういふことまで自主的にやるよきことが望ましい。ところが、過去から現在まで日本



○政府委員(吉村清英君) 全国森林計画を立てるには変更しようとするときは中央森林審議会等、それから全国森林計画に関するときは、都道府県知事の意見を聞くということになります。○小笠原三三男君 聞き方を聞いていますか。

○政府委員(吉村清英君) 案を作った意見を聞く、こういうことです。○小笠原三三男君 案を作った都道府県知事から意見を聞く、そして変更して最終案を中央森林審議会にかけるのですか。同時に両方から聞いて仕事をしようというのですか。手続的にはどうなるのですか。これは、まず都道府県知事から意見を聞いて、それによって調整して最終的な政府案となるものを、中央森林審議会にかけるのですか、どうなんでしょう。

○政府委員(吉村清英君) 手続としては、都道府県知事の意見を聞いて案を作ります。中央森林審議会にかけるということになると思えます。○小笠原三三男君 そりすると、中央森林審議会がこれを変更することもあり得るわけですね。あるいはその意見を聞いて結局諮問機関ですから、意見を聞いて政府はまた変更する場合もあるわけですね。その場合は当該都道府県に聞かせる場合は、当該都道府県に意見を聞くのですか。

○政府委員(吉村清英君) そういう場合も、何回もやらなくちゃならぬ場合も全然ないとは申し上げかねるかと思えますが、大体的な場合には、そういう重複ということも特に必要が生じない

のではないかと、いうふうに考えております。○小笠原三三男君 この中央審議会の委員には、全国の知事会なり市町村会なり、その関係から代表委員が入っておるわけですか。○政府委員(吉村清英君) 入っております。

○小笠原三三男君 取りまとめてそういう知事会とか市町村会とか、そういうものから、全国森林計画についての一般的な意見を聞くというようなことではないわけですか。○政府委員(吉村清英君) そういうことはやっております。

○小笠原三三男君 もう一点これに關係して聞かれますが、この都道府県知事の地域森林計画を立て、あるいは勧告し、援助するという行政行為は、これは国の委任事務ですか、知事の固有事務ですか。○政府委員(吉村清英君) 機関委任事項でございます。

○小笠原三三男君 機関委任された事務である。そして第一次的な意見が都道府県知事から出る。中央審議会の意見によってこれが変更されるというような場合には、その機関委任された当該責任者である都道府県知事の意見は、もう用いない、こうですか。もうそういう段階はないのだ、聞くことは形式だけだ、というのですか。○政府委員(吉村清英君) 最終的な決定は、農林大臣がするわけでございますが、特に重要な問題につきましては、やはり十分に慎重に取り扱わなければならぬと思えます。

承統というものは、中央と末端までどういうふうになっているのですか。○政府委員(吉村清英君) 民有林の行政におましては林野庁、それから都道府県、それから県の地方事務所、あるいは農林事務所でございますか、それから市町村、こういうことになると思えます。それから国有林におきましては林野庁、それから営林局、営林署という段階になっております。

○小笠原三三男君 その際、市町村という固有の自治体、公共団体は、何ら権限的なものはないのですか。自分の地域、自分の行政区域、この中に属することでありながら、市町村長として、固有のその公共団体の首長として、自分の域内に関する森林行政と申しますか、こういうものについては、何ら権限的なものがないのですか。○政府委員(吉村清英君) そうでございます。

○小笠原三三男君 それは不思議だと思いませんか。自分が地域住民から選任されて首長になって、自分の管轄内の、ことに治山治水の關係で直ちに住民の福祉に關係する林野行政が地方の首長には何ら關係がな行なわれ、外国ではどうなっておるのです。これは林野庁のみならず、農林省の従来の行政がほとんどみんなといていくらいそうです。農協とか森林組合とか、そういうものに依存し、自分の膝下にそういうものを押えておいて、その系統を通して行政が行なわれる。そして行政機関を通さない。それがだんだん手に負えなくなると、農林行政の中でも困る問題だけは、そのほうでやってもらおうというふうな形もぼつぼつ見受ける。林野行政というものは、

もう市町村に対しては、恩恵的に国有林の地方税に見合う金をくれてやる、あるいは払い下げをしてやるんだという、そういうことで上から押える押え方、頭を下げさせ、放しに下げさせるやり方。このことは、山林地内においても、地域の住民を国有林野のそれの方面に使うことによって、恩恵を施したがごとき錯覚を起こして、そしていろいろ施策するのに似ておる。不思議に思われませんか。都道府県というものは、これは公共団体です。けれども、地方自治法が直されて、中間的な広域的な公共機関とされて、国の出先機関的な立場、機関委任事務というものもどんどんふえてきています。けれども、市町村そのものを、直接利害のある市町村には、何らこの行政の問題が関与されないようになっておる。不思議だと思いませんか。もう少しこの点をお考えになったら、この種の森林計画が伸びるというふうなことも考えられます。

○政府委員(吉村清英君) この森林組合等の団体に対して行政的な事務がいつているじゃないかというふうな、それを当然市町村に行なわせるべきじゃないかというふうなことは、私どもも、たゞいま森林組合の問題を検討をいたします過程におきまして、議論なり検討をいたしておるところでございます。そういう点の整理というものも、将来考えて参らなければならぬかと考えておるのでございませう。外国の例を見ましても、私ども、まことに寡聞でございますが、私どもも承知しております範囲では、大体的に市町村までいっておらぬように聞いておるわけでございます。

○小笠原三三男君 時間がありませんから、その次ですね、これは改正法ではありませんが、現行法であります。が、他に例があるのかないのか、お聞きするのですが、中央に持つ審議会という行政機関に、政府の役人が構成員となって、こういう中央森林審議会のように入っておる機関が、他に幾つございませうか。

○政府委員(吉村清英君) 他にもございませうが、教は、今、調査しております。○小笠原三三男君 どういうものがありますか、一、二の例で。○説明員(高尾文知君) 今の例は、いろいろまだあるようでございませうが、さしあたり手元にある自然公園法の中で見てみますと、自然公園審議会というものが置かれておりますが、この中には、はっきりと書いてございませうが、第四条の二項でございませうが、審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができると。ということを書いてございませう。そして第六條に委員及び臨時委員という項目がございませう。その第一項に「審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。」まあいりるこの審議会の構成メンバーについての議論は前からあったわけでございますが、現在こういうものが現に残っております。ということだけ申し上げます。今なお調査しております。

○小笠原三三男君 こういう全国森林計画のみならず、今後中央森林審議会の意見を聞くという問題も多々あると思ふのです。これに専門委員でもな

く、正委員として十七対十もいわゆる高級官僚が入って、しかも、これに関係する者が入って審議をしていくという事は、これはいいことですか、望ましくないことですか。

○政府委員(吉村清英君) 私どもとしては、やはりこういう関係行政機関の職員が入って審議をしてもらうという事は、これはいいことだと思っております。

○小笠原二三男君 そうなれば、またここに私は疑問がある。また長引くのです。それなら審議会を置かないで、この十人の人に集まってもらう、大学なり何なりの学識経験者を委嘱して、自由闊達におやりになったらどうです。法律も何も要らぬでしょう。内輪でおやりになってけっこうじゃないですか。命令されて起案すべき、あるいは実施すべき責任者が、一応一部においてはは命令者から今度は諮問という形でそれを出されて、かみしも着て、今度回答申します、都合がいいという事は、学識経験者を政府が望むままにリードしていく、あるいは行き足りない、行政上の困難性というものをそこへ持ち出してチェックしていくという形のほうに利点があるのじゃないですか。

○政府委員(吉村清英君) この行政機関の職員と申しますのは……。

○小笠原二三男君 よその省から……、大蔵省なんかから……。

○政府委員(吉村清英君) はあそうです。

○小笠原二三男君 もう私、委員長にらんでおるからやめますが、もう一つの例ですが、その次の「委員は、内閣総理大臣の承認を得て農林大臣が任命

する。」この形式はどこにあるのか例示してもらいたい。どうも私十二年国会におりますけれども、内閣総理大臣は農林大臣が委員を任命することをまかせない。おれのところへちょっと持ってきて、承認しなければだめだ。そんなら総理大臣が任命したらいい。どうせ総理大臣が任命するたつて、農林大臣が出した者について任命するだけなんです。何でこういうふうになつたのか、ちょっと建前をお考えになつたのか、ちょっと不思議だと思つたので、これが一般的な例になつてゐるかどうかお示し願いたい。

○政府委員(吉村清英君) ちょっと調べてから……。

○小笠原二三男君 あすでけっこうです。

○委員長(橋原茂嘉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕  
○委員長(橋原茂嘉君) 速記を起こして下さい。  
本日はこの程度にいたします。これで散会いたします。  
午後六時十八分散会

昭和三十七年三月三十日印刷

昭和三十七年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局